

第4編 原子力災害対策

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転及び放射性物質の事業所外運搬により、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、市、消防本部及び市区域内の公共的団体等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

1 唐津市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、唐津市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編、原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（令和5年11月1日一部改正。以下同じ。）及び県地域防災計画に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と整合性を図りながら、緊密に連携を図った上で作成したものである。

市及び関係機関は、想定される事態に対応できるよう対策を講じることとし、不測の事態が発生した場合であっても対処し得るような体制を整備するものとする。

2 唐津市地域防災計画における他の災害対策との関係

この計画は、「唐津市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については、「唐津市地域防災計画（第2編 風水害対策、第3編 地震・津波災害対策）」によるものとする。

3 原子力事業者防災業務計画との関係

原子力事業者が防災業務計画を作成又は修正するに当たっては、この計画との整合性を図るとともに、必要な事項については、具体的な計画を定めておくものとする。

4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、国の防災基本計画及び県地域防災計画の見直し等により修正の必要があると認められる場合には、これを変更するものとする。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関及びその他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては市民への周知を図るものとする。

また、各関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、防災対策に万全を期すものとする。

第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を遵守するものとする。

第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲及び当該地域における防護措置の概要

防災資機材、緊急時モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画の策定等の原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安や設定の考え方を踏まえて定めるものとし、本市においては、以下のとおりとする。

1 予防的防護措置を準備する区域（以下、「PAZ」という。）及びPAZにおける防護措置の概要

PAZは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響等を回避し又は、最小化するため、EALに於いて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域であり、玄海原子力発電所3号機及び4号機においては、その範囲は玄海原子力発電所から概ね半径5kmの円内を含む以下の地域とする。

- ・ 予防的防護措置を準備する区域（PAZ）

玄海原子力発電所から概ね半径5kmの円内

対象地域	
唐津市肥前町	京泊地区
唐津市鎮西町	鬼木地区、一堂地区、野元地区、元組地区、茜屋町地区、畑ヶ中地区、沙子地区、麦原地区、先部地区、浦方地区、殿山地区、先方地区、古里地区、中町地区、海士町地区、串地区、前田地区、竹ノ内地区、横竹地区、石室地区、うしお台地区
唐津市呼子町	片島地区、加部島地区、殿ノ浦西地区

PAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針において定める以下の緊急事態区分のいずれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて同指針に定める緊急時活動レベル（以下「EAL」という。）に基づく避難等の予防的防護措置を準備し、実施する。

緊急事態区分の概要

区分	対象事象等	概要
警戒事態	警戒事象（特定事象に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる事故・故障等）が発生した段階	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれがある緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、原子力災害対策指針で規定される施設敷地緊急事態要避難者（※）の避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階
施設敷地緊急事態	特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）が発生した段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階
全面緊急事態	原子力緊急事態（原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態）が発生した段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階

※「施設敷地緊急事態要避難者」とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。以下同じ。

- イ 要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
- ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者
- ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってPAZ区域外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

2 緊急時防護措置を準備する区域（以下「UPZ」という。）及びUPZにおける防護措置の概要

UPZは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、EAL又は後述するOILに基づき緊急時防護措置を準備する区域であり、玄海原子力発電所3号機及び4号機においては、その範囲は玄海原子力発電所から概ね半径30kmの円内とするが、社会的周辺状況を勘案し、対象地域はPAZ対象地域以外の唐津市内全地域とする。

なお、玄海原子力発電所1号機及び2号機は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の33の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた発電用原子炉施設として平成30年2月及び令和2年12月の冷却告示においてそれぞれ定められている。

この告示により、1号機及び2号機における原子力災害対策重点区域は発電所から

おおむね5kmの円内がUPZとなり、3号機及び4号機におけるPAZと同一の範囲となる。

UPZにおいては、全面緊急事態となった際にはEALに基づく予防的防護措置として、原則として屋内退避を実施する。

また、UPZにおいては、放射性物質が環境へ放出された場合には、緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準として原子力災害対策指針において定める運用上の介入レベル（以下「OIL」という。）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。

- ・緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）

玄海原子力発電所から概ね半径30kmの円内

対象地域は、PAZ対象地域以外の唐津市内全地域

【参考1】

【PAZ：Precautionary Action Zone】

（予防的防護措置を準備する区域）

急速に進展する事故を想定し、特定の事故事象に応じて即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域をいい、唐津市の場合は、玄海原子力発電所から概ね半径5km圏内をいう。

【UPZ：Urgent Protective action Planning Zone】

（緊急時防護措置を準備する区域）

事故の不確実性や急速に展開する事故の可能性等を踏まえ、避難や屋内退避等を準備する区域をいい、唐津市の場合は、玄海原子力発電所から概ね30kmの圏内をいう。

【参考2】

【EAL：Emergency Action Level】

（緊急時活動レベル）

避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準をいう。

【OIL：Operational Intervention Level】

（運用上の介入レベル）

避難住民等に対し、防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベルをいう。

第6節 災害の想定

市は、対象地域に対して必要な対策を講じるため、原子力災害の特性を把握し、国及び県の指導、助言並びに原子力事業者の支援を得ながら災害想定を検討に努める。

第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、第2編「防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」を基本とし、次のとおりとする。

1 市

機関名	所掌事項
唐津市	(1) 原子力防災体制の整備 (2) 応急対策活動に要する資機材等の整備 (3) 通信施設及び通信連絡体制の整備 (4) 環境条件の把握 (5) 原子力防災に関する知識の普及・啓発 (6) 教育及び訓練の実施 (7) 他の市町との相互応援 (8) 事故発生時における国、県等との連絡調整 (9) 災害に関する情報収集、伝達及び広報 (10) 緊急時モニタリングへの協力 (11) 住民等の退避、避難誘導及び救助並びに立入制限 (12) 行政機関、学校等の退避 (13) 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援 (14) 災害時の交通及び輸送の確保 (15) 要配慮者支援 (16) 汚染飲食物の摂取制限 (17) 汚染農林水産物等の出荷制限等 (18) 被ばく者の診断及び措置への協力 (19) 文教対策 (20) 放射性物質による汚染の除去 (21) 放射性物質の付着した廃棄物の処理 (22) 各種制限措置の解除 (23) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 (24) 風評被害等の影響の軽減 (25) その他災害対策に必要な措置

2 消防機関

機関名	所掌事項
唐津市消防本部	(1) 住民等の退避及び避難誘導並びに人命の救助 (2) 一般傷病者の救急看護 (3) 被ばく者の診断及び措置への協力 (4) 避難等の誘導に係る資料の整備 (5) 防護対策を講ずべき地域の消防対策

3 県

機関名	所掌事項
佐賀県	(1) 原子力防災体制の整備 (2) 通信施設および通信連絡体制の整備 (3) 緊急時モニタリング施設及び体制の整備 (4) 応急対策活動に要する資機材等の整備 (5) 環境条件の把握 (6) 原子力防災に関する知識の普及啓発 (7) 教育及び訓練の実施 (8) 事故発生時における国、市町等との連絡調整 (9) 国等から派遣される専門家等の受入及び調整

機関名	所掌事項
	(10) 自衛隊の災害派遣要請 (11) 他の都道府県との相互応援 (12) 災害に関する情報収集及び伝達 (13) 緊急時モニタリングの実施 (14) 市町長に対する住民等の退避、避難及び立入制限の指示・助言 (15) 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援 (16) 被ばく者の診断及び措置 (17) 行政機関、学校等の退避 (18) 市町長に対する汚染飲食物の摂取制限の指示等 (19) 市町長に対する汚染農林水産物等の出荷制限の指示等 (20) 災害時の交通及び輸送の確保 (21) 要配慮者支援 (22) 災害時の文教対策 (23) 放射性物質による汚染の除去 (24) 放射性物質の付着した廃棄物の処理 (25) 市町長に対する各種制限措置の解除の指示 (26) 風評被害等の影響の軽減 (27) その他災害対策に必要な措置

4 県警察

機関名	所掌事項
佐賀県警察	(1) 住民等の退避及び避難誘導並びに人命の救助 (2) 立入禁止地区及びその周辺の警備、交通規制等 (3) 避難路及び緊急交通路の確保 (4) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保 (5) 被災者の救出及び負傷者等の救護 (6) 警察災害派遣隊に関すること

5 指定地方行政機関

機関名	所掌事項
(1) 九州管区警察局	ア 広域緊急援助隊の運用及び広域応援の指導調整 イ 広域的な交通規制の指導調整 ウ 災害に関する情報収集及び連絡調整
(2) 福岡財務支局 (佐賀財務事務所)	ア 災害時の財政金融、国有財産の管理及び調整
(3) 九州厚生局	ア 独立行政法人国立病院機構への救護班の出動要請及び連絡調整 イ 独立行政法人国立病院機構への被災傷病者の収容、治療の要請
(4) 九州農政局	ア 災害時の農地、農業用施設、家畜・家きん、農畜水産物等に関する把握及び安全性確認のための指導 イ 応急用食料等の確保に関する指導 ウ 農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等の指導 エ 被災地周辺の家畜・家きん、飼料、たい肥、農林畜水産物等の移動制限及び解除に関する指導 オ 災害時における食料の供給、価格動向等の情報についての消費者相談
(5) 九州森林管理局 (佐賀森林管理署)	ア 林野、林産物の汚染状況の把握
(6) 九州経済産業局	ア 災害時の物価安定対策 イ 被災商工業者への支援 ウ 災害時における生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保

機関名	所掌事項
(7) 九州運輸局 (佐賀運輸支局、 佐賀運輸支局唐津庁舎)	ア 災害時における輸送用車両の斡旋、確保、船舶の調達・斡旋 イ 自動車運送業者に対する運送命令等 ウ 運送等の安全確保に関する指導 エ 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整
(8) 大阪航空局 (福岡空港事務所、 佐賀空港事務所)	ア 航空機による輸送の安全確保に必要な措置 イ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底
(9) 福岡管区気象台 (佐賀地方気象台)	ア 災害時における気象情報の発表及び伝達 イ 緊急モニタリング本部への支援
(10) 第七管区 海上保安本部 (唐津海上保安部)	ア 災害時における船舶の退避及び立入制限の措置 イ 緊急時海上モニタリングの支援 ウ 救援物資、避難者等の緊急海上輸送の応援 エ 海上における救急・救助活動の実施
(11) 佐賀労働局	ア 労働者の被ばく管理の監督指導 イ 労働災害調査及び労働者の労災補償
(12) 九州総合通信局	ア 災害時における電気通信の確保及び非常通信の統制管理
(13) 九州地方整備局 (佐賀国道事務所、 武雄河川事務所)	ア 国管理の国道、一級河川の管理及び調整 イ 交通規制及び輸送路の確保

6 自衛隊(指定行政機関)

機関名	所掌事項
(1) 陸上自衛隊 西部方面隊	ア 緊急時空中モニタリング及び空中輸送の支援 イ 住民の避難等における陸上輸送支援 ウ その他災害応急対策の支援
(2) 海上自衛隊 佐世保地方総監部	ア 緊急時海上モニタリング及び海上輸送の支援 イ 住民の避難等における海上輸送支援 ウ その他災害応急対策の支援
(3) 航空自衛隊 西部航空方面隊	ア その他災害応急対策の支援

7 指定行政機関

機関名	所掌事項
原子力規制委員会 (玄海原子力規制事務所)	ア 原子力発電所の安全確保及び防災に関する指導監督

8 指定公共機関

機関名	所掌事項
(1) NTT西日本株式会社(佐賀支店)	ア 災害時における通信の確保
(2) 株式会社NTTドコモ(佐賀支店)	
(3) KDDI株式会社	
(4) ソフトバンク株式会社	
(5) 楽天モバイル株式会社	
(6) 日本銀行 (福岡支店、佐賀事務所)	ア 通貨の円滑な供給確保 イ 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導等
(7) 日本赤十字社佐賀県支部	ア 災害時における医療救護等の実施
(8) 日本放送協会(佐賀放送局)	ア 災害情報の伝達 イ 原子力防災知識の普及
(9) 西日本高速道路株式会社(九州支社、佐賀高速道路事務所、久留米管理事務所、長崎高速道路事務	ア 高速自動車道路の維持、管理、修繕、改良及び災害復旧

機関名	所掌事項
所)	
(10) 九州旅客鉄道株式会社	ア 災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
(11) 日本貨物鉄道株式会社（九州支社）	ア 鉄道施設等の防災管理及び被災時の復旧 イ 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力
(12) 日本通運株式会社佐賀支店	ア 災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
(13) 日本郵便株式会社佐賀中央郵便局	ア 災害時における郵政業務の確保 イ 災害時における郵政業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

9 指定地方公共機関

機関名	所掌事項
(1) 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館	ア 災害時における入院患者等の安全確保に関すること イ 被災者に対する医療救護の実施に関すること
(2) 公益社団法人佐賀県トラック協会	ア 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること
(3) 一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会	
(4) 株式会社エフエム佐賀	ア 災害情報の伝達に関すること イ 原子力防災知識の普及に関すること
(5) 株式会社サガテレビ	
(6) 長崎放送株式会社NBCラジオ佐賀局	
(7) 一般社団法人佐賀県医師会	ア 災害時における医療救護活動への協力に関すること
(8) 公益社団法人佐賀県看護協会	ア 災害時における看護、保健指導・支援
(9) 一般社団法人佐賀県歯科医師会	ア 災害時における医療救護活動への協力
(10) 一般社団法人佐賀県薬剤師会	
(11) 社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会	

10 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

機関名	所掌事項
(1) 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所及び商工会	ア 県、市が行う被害状況調査、災害応急対策等への協力
(2) 商工会議所、商工会	ア 県、市が行う被害状況調査、災害応急対策等への協力・連携に関すること
(3) 佐賀大学医学部附属病院	ア 災害時における入院患者等の安全確保 イ 被災者に対する医療救護の実施
(4) 病院等医療施設の管理者	
(5) 社会福祉施設の管理者	ア 災害時における施設入所者の安全確保に関すること
(6) 私立学校等の設置者等	ア 災害時における幼児、児童及び生徒の安全確保 イ 災害時における文教対策の実施
(7) その他法令又はこの計画により防災に関する責務を有する者	ア 法令又はこの計画に定められた防災対策

11 原子力事業者

機関名	所掌事項
九州電力株式会社	(1) 原子力発電所の災害予防 (2) 原子力発電所の防災体制の整備 (3) 緊急時の応急対策活動体制の整備

第4編 原子力災害対策

機関名	所掌事項
	<ul style="list-style-type: none"> (4) 通信連絡施設および通信連絡体制の整備 (5) 応急対策活動に要する資機材等の整備 (6) 緊急時モニタリング設備及び機器類の整備 (7) 防災教育及び訓練の実施 (8) 原子力防災に関する知識の普及啓発 (9) 事故発生時における国、市町等への通報連絡 (10) 災害状況等の把握及び防災関係機関への情報提供 (11) 原子力発電所の施設内の応急対策 (12) 緊急時モニタリングの実施 (13) 県、関係市町、防災関係機関が実施する防災対策への協力 (14) 緊急時医療措置の実施のための協力 (15) 相談窓口の設置等災害復旧

第2章 災害予防対策

第1節 基本方針

本章は、災害対策基本法及び原災法に基づき実施する災害予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定める。

第2節 原子力事業者が作成する防災業務計画に対する意見提出等

市（危機管理防災課）、原子力事業者、玄海町、県

原子力事業者が、原子力事業者防災業務計画を作成するとともに、各種届出を行い、県は届出を受けた場合、市に送付する。

1 原子力事業者防災業務計画の協議

原子力事業者は、原子力事業者防災業務計画を作成又は修正する場合は、県及び玄海町と協議するものとする。

県及び玄海町は、県地域防災計画等との整合性を保つため、原子力事業者防災業務計画について協議するとともに、県は、市から意見を聴取する。

2 原子力防災管理者の選任等の届出の関係周辺市への送付

県は、原子力事業者から、原子力防災組織の原子力防災要員現況届出や原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任届出、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況届出があった場合は、市に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付する。

第3節 原子力防災専門官との連携

市（危機管理防災課）、国、県

県及び市は、国の原子力防災専門官と、地域防災計画（原子力災害対策）の作成、原子力事業者の防災対策に関する事項、防災訓練の実施、緊急事態応急対策拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の防災拠点としての活用、周辺住民への原子力防災に関する普及啓発、事故時の連絡体制などの緊急時の対応等について、平常時から密接な連携を図るものとする。

第4節 情報の収集、連絡体制等の整備

市（危機管理防災課）、国、海上保安部、県警察、原子力事業者、非常通信協議会、その他防災関係機関、県、玄海町

国、県、玄海町、原子力事業者及び市は、原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

1 情報の収集、連絡体制の整備

(1) 県、市及び関係機関相互の連携体制

国、県、県警察、海上保安部、玄海町、原子力事業者、その他防災関係機関及び市は、原子力災害に対し万全を期すため、各機関相互の情報収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

(2) 機動的な情報収集体制

県及び県警察は、機動的な情報収集活動を行うため、国、玄海町及び市と協力し、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の強化に努める。

(3) 情報の収集、連絡にあたる要員の指定

県、県警察、玄海町及び市は、迅速かつ的確な災害情報の収集、連絡を図るため、対象地域における情報の収集、連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくものとする。

2 情報の分析整理と活用体制の整備

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

県、玄海町及び市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう体制の整備に努める。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

県、国、玄海町、原子力事業者及び市は、平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるとともに、それらの情報について、防災関係機関の利用の促進が図られるよう情報のデータベース化等の推進に努める。

(3) 防災対策上必要とされる資料のオフサイトセンター等への備え付け

県、玄海町及び市は、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような社会環境に関する資料、放射性物質に関する資料、防護資機材等に関する資料を整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部設置予定施設及びオフサイトセンターに備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。

ア 原子力事業所及び施設に関する資料

イ 周辺人口や交通状況等の社会環境に関する資料

ウ 周辺地域の気象資料や平常時のモニタリング等に関する資料

エ 防災資機材の配備状況等に関する資料

オ 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料

カ 避難に関する資料

原子力事業者は、防災対策上必要な資料を提供するものとする。

3 通信手段の確保

国、県、玄海町及び市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時通信連絡網にかかる設備等の整備を行うとともに、その円滑な活用が図れるよう努める。

(1) 専用回線網の整備

ア 市と国、県、玄海町との間の専用回線網

国及び県は、緊急時における県と国並びに県と玄海町及び市との間の通信体制を

充実、強化するため、専用回線網の整備、維持に努める。

イ オフサイトセンターとの間の専用回線網

国及び県は、オフサイトセンターと県、玄海町及び市との間に通信連絡のための専用回線網の整備、維持に努める。

ウ 原子力事業者の通報連絡網

原子力事業者は、県、玄海町、市及びオフサイトセンターの間に、通報連絡のための電話連絡網の整備、維持に努める。

(2) 防災行政無線の整備

玄海町及び市は、住民等への的確な情報伝達を図るため、市防災行政無線の整備、維持に努め、円滑な活用を図る。

(3) 通信手段、経路の多様化

ア 災害に強い伝送路の構築

県は、国と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

イ 機動性のある緊急通信手段の確保

県は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの可搬型衛星地球局の原子力防災への活用を図るものとする。

ウ 多様な情報収集、伝達システム

県及び県警察は、被災現場の状況を迅速に収集するため、画像伝送システム、ヘリコプターテレビ伝送システム等の整備及び円滑な活用が図られるよう努める。

また、収集された画像情報を配信するための通信網の整備を図るものとする

エ 災害時優先電話等の活用

県、玄海町及び市は、電気通信事業者（西日本電信電話株式会社佐賀支店、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社を含む。以下本編において同じ。）から提供されている災害時優先電話等の効果的な活用が図られるよう努める。また、災害用に配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくものとする。

オ 非常通信連絡会との連携

県、玄海町及び市は、佐賀地区非常通信連絡会と連携し、非常通信体制の整備、有線・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時における重要通信の確保策を推進する。

カ 移動通信系

県、玄海町、市及びその他防災関係機関は、携帯電話、自動車電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用が円滑に図られるよう努める。

キ 通信輻輳の防止

県は、玄海町、市及び関係機関と連携し、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、あらかじめ関係機関の間で非常時における運用方法について十分な調整に努めるものとする。

ク 電源喪失時の対応

県、玄海町及び市は、庁舎が停電した場合に備え、バッテリー内蔵の衛星携帯電話や、黒電話（電源不要）の活用が円滑に図られるよう努める。

(4) 電気通信事業者が提供する緊急速報メールの活用促進

県、玄海町及び市は、被災地への通信が輻輳した場合においても、指定したエリア内の携帯電話利用者に災害・避難情報等を回線混雑の影響を受けずに一斉同報配信できる緊急速報メールサービス（株式会社NTTドコモが提供するエリアメール、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社が提供する緊急速報メール）の活用促進を図る。

(5) 災害用伝言サービスの活用促進

県、玄海町及び市は、一定規模の災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否を確認できる情報通信手段である西日本電信電話株式会社等の通信各社が提供する「災害用伝言サービス」の活用促進を図る。

第5節 組織体制等の整備	市（危機管理防災課、関係各課）、国、玄海町、原子力事業者、その他防災関係機関、県
---------------------	--

国、県、玄海町、関係周辺市、市及びその他防災関係機関は、原子力災害時の応急対策活動を迅速かつ効果的に行うため、あらかじめマニュアルを整備するなど必要な体制を整備しておくものとする。

1 警戒態勢等をとるために必要な体制の整備

(1) 災害情報連絡、警戒態勢をとるために必要な体制

県、玄海町及び市は、情報収集事態若しくは警戒事態の発生を認知した場合、警戒事態の通報を受けた場合又は県災害警戒対策本部等を設置した場合に、速やかに職員の非常参集、情報の収集、連絡を行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、災害対策のための警戒態勢に関するマニュアルの整備など必要な体制の整備に努める。

その他防災関係機関は、速やかに職員の非常参集、情報の収集、連絡を行うために必要な体制を整備する。

(2) オフサイトセンターにおける立ち上げ準備体制

県及び原子力事業者は、警戒事態の通報を受けた場合又は県が災害警戒本部等を設置した場合に、直ちに国、関係周辺県、玄海町及び市と協力して、オフサイトセンターにおける立ち上げ準備を迅速に行えるよう、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備しておくものとする。

また市は、あらかじめ職員の派遣体制を整備する。

(3) 国の現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

県、玄海町及び市は、国がオフサイトセンターにおいて開催される国の現地事故対策連絡会議への職員派遣要請に対し、迅速に職員を派遣するため、あらかじめ派遣する職員を指定しておくものとする。

2 災害対策本部体制の整備

市は、原子力緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が発出された場合又は市長がその必要を認めた場合において、災害対策本部を迅速に設置、運営するため、設置場所、組織、所掌事務、職員の参集体制等についてあらかじめ定めておくものとする。

また、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制について、あらかじめ定めておくものとする。この際、判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のため情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をはじめ取り決めておくものとする。

3 原子力災害合同対策協議会のオフサイトセンターにおける体制の整備

(1) 原子力災害合同対策協議会の組織体制

国、県、玄海町、市及び原子力事業者は、緊急事態宣言の発出後、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会（以下「合同対策協議会」という。）を組織するための要員をあらかじめ定めておくものとする。

(2) 派遣職員等

市は、オフサイトセンターにおいて防災対策に従事する職員について、次のとおり定める。

機能班	総括班（1人）	危機管理防災課係長
	住民安全班（1人）	総務課係長
連絡員	佐賀県現地災害対策本部連絡員（1人）	人事課係長
	オフサイトセンター連絡員（1人）	総務課係長
	副市長付連絡員（1人）	市長公室秘書係長

4 長期化に備えた動員体制の整備

市は、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくよう努めるものとする。

5 オフサイトセンターの整備

国、県、玄海町、市及び原子力事業者は、オフサイトセンターが使用できない場合において、佐賀県庁及び長崎県庁を代替オフサイトセンターとして活用することとし、県及び国は、相互に連携して、オフサイトセンターからの移転・立上げ体制を確保するとともに、搬送資機材の搬送計画をあらかじめ定めておくものとする。

第6節 緊急時モニタリング体制の整備	市（危機管理防災課、消防本部）、国、玄海町、関係周辺市、その他市町、指定公共機関、原子力事業者、その他モニタリング関係機関、県
---------------------------	---

1 緊急時モニタリングの目的

緊急時モニタリングの目的は、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集とOILに基づく防護措置の実施の判断材料の提供及び原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料の提供にある。

2 体制の整備

県は、国、玄海町、市、関係隣接県、原子力事業者及び関係指定公共団体等と協力して、緊急時モニタリング計画の作成、モニタリングの資機材の整備・維持、モニタリング要員の確保及び訓練を通じた連携の強化等を行い、県内全域に係る緊急時モニタリング体制の整備を図る。

3 訓練等を通じた測定品質の向上

県は、平常時から、国、玄海町、市、原子力事業者及び関係指定公共機関等と定期的な連絡会、訓練及び研修を通じて緊密な連携意思疎通を深め、測定品質の向上に努める。

<p>第7節 広域防災体制の整備</p>	<p>市（危機管理防災課、消防本部）、国、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、関係道府県、県警察、玄海町、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、原子力災害医療関係機関等、その他防災関係機関</p>
-----------------------------	---

県及び防災関係機関は、原子力防災体制について相互に情報交換し、防災対策の充実に努めるとともに、広域的な応援体制の整備に努める。

1 防災関係機関相互の情報交換

市は、平常時から県、国、原子力防災専門官、警察、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者及びその他防災関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し、防災対策の充実に努める。

2 広域的な応援協力体制の整備

玄海町及び市は、緊急時における広域的な応援体制の整備を図るため、関係周辺町と相互に応援協定の締結に努めるとともに、原子力事業者の協力の内容等に関して、あらかじめ必要な調整を行う。

3 緊急消防援助隊の受入体制の整備

市は、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の派遣要請のための手順、受入体制、連絡調整窓口、連絡方法の整備に努める。

4 自衛隊の災害派遣要請体制の整備

市は、知事に対し、自衛隊の災害派遣要請の要求が迅速に行えるよう、あらかじめ要請手順、連絡窓口、連絡の方法等、必要な体制を整備する。

また、県は適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣要請を行うのか、平常時からその想定を行うとともに、関係部隊と事前に調整を行うものとする。

玄海町及び市は、以下の手続きが迅速に行えるよう、あらかじめ要請手順、連絡窓口、連絡の方法を取り決めておくなど必要な体制を整備する。

- (1) 知事に対する自衛隊の災害派遣要請の要求
- (2) 派遣要請先に対する要請の要求をした旨及び災害の状況の通知
- (3) 派遣要請先に対する要請の要求ができない旨及び災害の状況等の通知

5 専門家の派遣要請手続の整備

県、玄海町及び市は、原子力事業者から警戒事態又は施設敷地緊急事態の発生の通報を受けた場合又は災害警戒本部等を設置した場合に備え、必要に応じ国に対し、事態の把握のために専門家及び専門的知識を有する職員の派遣要請を行う手続き等を、あらかじめ定めておくものとする。

第8節 避難収容活動体制の整備	市（危機管理防災課、福祉総務課、消防本部）、国、県警察、原子力事業者、その他防災関係機関、県
------------------------	--

市は、住民等の安全確保を図るため、平常時から屋内退避及び住民避難の場合における体制の整備に努める。

1 避難計画の策定

玄海町及び市は、国、県、自衛隊、海上保安部、原子力事業者、県バス・タクシー協会及び関係機関の協力のもと、以下の点に配慮し、屋内退避及び避難住民の誘導等、避難の具体的事項を別途定める。

- (1) PAZについては、原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難誘導計画をあらかじめ作成し、施設敷地緊急事態発生時には、施設敷地緊急事態要避難者（避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者（傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等をいう。以下同じ）、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切なもののうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）の避難、原子力緊急事態宣言発出時には直ちにPAZ区域内の住民等の避難等が可能な体制を構築するものとする。
- (2) UPZについては、OILに基づく防護措置の実施に備え、避難誘導計画を策定するものとする。ただし、PAZの住民避難等が先行して行われるため、原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を実施することとする。
- (3) 避難先は原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲外に確保する。
- (4) 県及び市町の境界を越えた広域の避難計画の策定が個別に必要な場合においては、県が中心となって都道府県との調整や市町村の間の調整を図るものとする。なお、県による調整が困難な場合においては、国に調整を要請するものとする。
- (5) 地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう努めるものとする。
- (6) 円滑な避難のため、避難経路は可能な範囲内で分散するよう努めるものとする。
- (7) 住民が覚えやすく実行しやすい避難誘導計画とし、避難時の混乱を避ける観点から、原則として避難経路及び避難先は単一とする。ただし、避難先が放射性物質に汚染され、再移転が必要となる場合に備え、一定の住民を収容でき、再移転先とできる施設を複数確保しておくものとする。

(8) PAZ区域内や離島等において、避難が遅れた住民等や早期の避難が困難である住民等が一時的に退避できる施設として、気密性を確保する等の放射線防護対策に配慮した施設を確保するよう努める。

2 避難所の指定等

(1) 避難所

玄海町及び市は、県と連携し、学校や公民館等の公共的施設を対象に、その管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所を避難所としてあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。また、一般の避難所では生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所の指定に努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

玄海町及び市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

また、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

- ・唐津市指定避難所施設一覧「唐津市地域防災計画 資料編」に編纂
- ・唐津市福祉避難所施設一覧「唐津市地域防災計画 資料編」に編纂

(2) 避難集合場所（施設）

市は、学校や公民館等の公共的施設を、その管理者の同意を得て、避難集合場所としてあらかじめ指定する。

〈避難集合場所〉

※コンクリート屋内退避又は事後の避難所への避難のため、一時的に退避又は集合する場所をいう。

(3) 避難誘導用資機材

県警察、玄海町及び市は、県と連携し、住民等の避難誘導に必要な資機材の整備に努めるとともに、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車輛等を確保するものとする。

(4) コンクリート屋内退避体制

玄海町及び市は、国、県等と連携し、コンクリート屋内退避体制の整備に努める。

3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

玄海町及び市は、県と連携し、要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、平常時から消防団や民生委員・児童委員、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、これらの者に係る避難行動要支援者の全体計画等を整備するとともに、避難行動要支援者の個人計画については、作成後も登録者及び計画の内容を、適宜、更新することにより、実情に応じた実態把握に努めるものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について、十分配慮する。

(避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成・更新等)

玄海町及び市は、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

また、市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

玄海町及び市は、市地域防災計画に定めるところにより、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者及び避難支援等実施者本人の同意を得たうえで、または、当該市町の条例の定めにより、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

4 住民等の避難状況の確認体制の整備

玄海町及び市は、避難のために立ち退きの指示等を行った場合に、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備する。

5 避難所、避難集合場所及び避難方法等の周知

市は、避難所、避難集合場所、避難方法、屋内退避の方法について、日頃から住民への周知徹底に努める。

6 警戒区域を設定する場合の計画の策定

市は、国と連携して警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一次立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保するものとする。

第9節 原子力災害時における医療体制の整備	市（地域医療課）、玄海町、原子力事業者、日本赤十字社佐賀県支部、原子力災害医療関係機関、県
------------------------------	---

市、県、自衛隊、原子力事業者及び防災関係機関は、その役割に応じて医療活動に必要な資機材等の整備に努める。

1 原子力災害医療関係機関の定義

国の原子力災害対策指針に基づく原子力災害関係機関としては、以下のとおりである。

(1) 原子力災害拠点病院

汚染の有無にかかわらず傷病者を受け入れ、被ばくや汚染を伴う傷病者及びそれらの疑いのある者（以下「被ばく傷病者等」という。）に対しては適切な治療等を行う。

- ・唐津赤十字病院
- ・地方独立行政法人 佐賀県医療センター好生館

- ・佐賀大学医学部付属病院
- (2) 高度被ばく医療支援センター
原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な治療を必要とする傷病者や除染が困難で二次汚染等の可能性がある傷病者に対応するとともに、拠点病院等に対し必要な診療支援や助言等が行える専門家の派遣等を行う。
 - ・国立大学法人長崎大学（玄海地域担当）
 - ・国立大学法人広島大学
 - ・国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
 - ・福島県立医科大学
 - ・国立大学法人弘前大学
- (3) 原子力災害医療・総合支援センター
原子力災害時において原子力災害医療派遣チームの派遣調整やその活動の支援を行うとともに、平時から全国的な規模の関連医療機関とのネットワークの構築を行う。
 - ・国立大学法人長崎大学（玄海地域担当）
 - ・国立大学法人広島大学
 - ・福島県立医科大学
 - ・国立大学法人弘前大学
- (4) 原子力災害医療協力機関
原子力災害時において原子力災害拠点病院や県が行う原子力災害対策（被ばく傷病者等に対する初期診療及び救急診療の提供や、住民等の被ばくや汚染に対する検査）への協力等を行う。
 - ・医療法人清明会やよいがおか鹿毛病院
 - ・独立行政法人国立病院機構佐賀病院
 - ・公立佐賀中央病院
 - ・特定医療法人清便堂白石共立病院
 - ・伊万里・有田地区医療福祉組合伊万里有田共立病院
 - ・独立行政法人国立病院機構嬉野医療センター
 - ・一般社団法人佐賀県放射線技師会

2 安定ヨウ素剤の服用体制の整備

市は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、PAZ内の住民及びUPZ内の住民等に対し、事前配布を行うとともに、緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の服用が行えるよう、準備しておくものとする。

【事前配布体制の整備】

- (1) 市は、県と連携し、事前配布用の安定ヨウ素剤を庁舎、保健福祉事務所、医療施設、学校等の公共施設において管理するとともに、事前配布後における住民による紛失や一時滞在者に対する配布等に備え、予備の安定ヨウ素剤の備蓄を行うものとする。
- (2) 市は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うにあたっては、県と連携し、対象となる住民について調査票や問診等により、禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努めるものとする。
- (3) 市は、県と連携し、説明会において安定ヨウ素剤の事前配布に関する説明を受けた

住民に対し、説明会での説明事項を記した説明書を付して、安定ヨウ素剤を必要量のみ配布するものとする。

- (4) 市は、県と連携し、住民に事前配布した安定ヨウ素剤については、使用期限ごとに回収し、新しい安定ヨウ素剤を再配布するものとする。また、転出者・転入者に対する速やかな安定ヨウ素剤の回収・配布に努めるものとする。

【緊急時における配布体制の整備】

- (1) 市は、県と連携し、緊急時に住民等が避難を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。

- (2) 市は、県と連携し、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。

【共通事項】

市は、県と連携し、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関に対し、副作用が発生した住民等の受け入れ協力を依頼するなど、救急医療体制の整備に努めるものとする。

3 市の医療対策

市は、唐津・東松浦医師会、避難所等における住民の健康管理に配慮するとともに、県が行う汚染検査等の緊急被ばく医療に協力する。

<p>第10節 学校等、病院等医療機関、社会福祉施設等の避難計画等</p>	<p>市（学校教育課、地域医療課、こども家庭課、児童保育課、高齢者支援課、介護保険課、地域包括ケア推進課、障がい者支援課、関係各課）、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「学校等」という。）・病院等医療機関・社会福祉施設（保育所等の第2種社会福祉事業を実施する施設を含む。以下同じ。）・不特定多数の者が利用する特定施設等の管理者、県医師会、関係郡市医師会、その他防災関係機関、県</p>
--	--

1 学校等

(1) 避難計画の整備

PAZ及びUPZ内の学校等の管理者は、市及び県と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成する。

また、災害発生時における生徒等の保護者への引渡し方法についてあらかじめ定め、保護者へ周知しておくものとする。

(2) 教育訓練の実施

学校長は、避難計画等に基づき、職員や生徒等に対する防災教育・防災訓練の実施に努めるものとする。

2 病院等医療機関

(1) 避難計画等の整備

PAZ及びUPZ内の病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時に備え、あらかじめ緊急連絡体制、UPZ外の避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成する。特に、入院患者の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図る。

(2) 教育訓練の実施

病院等の管理者は、避難計画等に基づき、職員等に対する防災教育及び防災訓練の実施に努めるものとする。

3 社会福祉施設

(1) 避難計画等の整備

PAZ及びUPZ内の社会福祉施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時に備え、あらかじめ、UPZ区域外の避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。

特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図る。

(2) 教育訓練の実施

社会福祉施設の管理者は、避難計画等に基づき、職員等に対する防災教育及び防災訓練の実施に努めるものとする。

4 不特定多数の者が利用する特定施設等

PAZ及びUPZ内の不特定多数の者が使用する特定の施設等の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時に備え、あらかじめ、職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制、誘導責任者等、避難誘導に係る計画を作成するとともに、防災訓練を実施するものとする。この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮するよう努めるものとする。

5 指導の充実

市は、学校等、病院等、社会福祉施設等の管理者が、適切な避難計画を策定し、適切な避難訓練等を実施できるよう、必要な指導・助言等を行うものとする。

<p>第11節 行政機関、学校等の退避計画及び業務継続計画の策定</p>	<p>市（関係各課）、学校等、事業所、県</p>
---	--------------------------

市は、庁舎や学校等の所在地が避難指示等を受けた地域に含まれる場合に備え、業務を行うべき退避先をあらかじめ決定し、退避計画の策定に努めるものとする。なお、私立の学校等においても同様に退避計画の策定に努めるものとする。

市は、退避先での業務内容についても検討し、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）（ICT部門のBCPを含む。）の策定に努める。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画評価・検証等を踏まえた改訂等に努めるものとする。

なお、企業においても、災害時の企業が果たす役割（生命の安全確保、二時災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において原子力災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるものとし、市は県と連携し、この取り組みに資する情報提供等の取り組みを行うものとする。

<p>第12節 飲料水、飲食物の摂取制限等に関する体制の整備</p>	<p>市（上下水道局、農林水産部）、国、県、農協・漁協等の関係機関</p>
---	---------------------------------------

市は、県からの飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物の採取制限及び出荷制限を指示がなされた場合に備え、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ整備するよう努めるものとする。

1 飲料水、飲食物の摂取制限等に関する体制整備

市は、県、国及び関係機関と協議し、飲料水、飲食物の摂取制限等に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。

2 市は飲料水、飲食物の摂取制限等を行った場合の住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくものとする。

<p>第13節 緊急輸送活動体制の整備</p>	<p>市（危機管理防災課、道路河川管理課）、国、玄海町、道路管理者、県警察、県</p>
--------------------------------	---

市の道路管理者は、国、県の道路管理者及び県警察等と連携し、緊急輸送活動の円滑な実施が図れるよう努めるものとする。

1 緊急輸送路の確保体制等の整備

(1) 道路管理

市は、国、県の道路管理者と連携し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路の確保を行うため、緊急輸送路の確保体制の充実を図る。

(2) 交通管理

県警察は、緊急時の交通規制及び輸送支援を円滑に行うための計画をあらかじめ定めておくとともに、必要に応じ警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努める。

また、県警察は、交通情報板等の道路交通関連施設の整備を進めるなど、PAZなど緊急性の高い区域から迅速・円滑に輸送を行っていくための広域的な交通管理体制の整備に努める。

(3) 運転者の義務の周知等

県警察及び市の道路管理者は、緊急時において交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図る。

<p>第14節 救急・救助、消火及び防護に必要な資機材等の整備</p>	<p>市（消防本部、危機管理防災課）、国、玄海町、日本赤十字社佐賀県支部、原子力事業者、県</p>
--	---

市は、国、県、県警察、海上保安部、原子力事業者等と連携し、その役割に応じて救助・救急活動、消火活動に必要な資機材等の整備に努める。

1 救急・救助活動用資機材の整備

県警察及び海上保安部は、応急対策の実施に必要な救助用資機材の整備に努める

市は、消防機関の救助工作車、救急自動車等の救急・救助活動用資機材の整備に努める。

2 消火活動用資機材等の整備

市は、平常時から原子力事業者等と連携し、火災等に適切に対処するため、消火活動用資機材の整備に努める。

3 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材等の整備

市は、国、県及び原子力事業者と連携し、応急対策を行う緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のため、平常時から、相互に密接な情報交換を行うものとする。

<p>第15節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</p>	<p>市（危機管理防災課、福祉総務課、高齢者支援課、介護保険課、地域包括ケア推進課、障がい者支援課）、国、玄海町、原子力事業者、県</p>
--------------------------------------	---

国、県、玄海町及び市は、住民等に対し災害情報等を迅速かつ的確に伝達するための体制の整備を図る。

1 情報項目の整理

国、県、玄海町及び市は、情報収集事態（玄海町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態（佐賀県において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）をいう。以下同じ。）、警戒事態又は施設敷地緊急事態の経過に応じて住民等に提供すべき情報の項目について、災害対応の段階や場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内

容を整理しておくものとする。

また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。

2 情報伝達体制の整備

市は、住民等への確かな情報を常に伝達できるよう、防災行政無線、広報車両等の整備、充実を図る。

情報伝達体制の整備に当たっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、要配慮者及び一時滞在者に対し災害情報が迅速かつ的確に伝達されるよう、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の活用を努める。

3 住民相談窓口設置体制の整備

市は、国、県、県内の市町及び原子力事業者と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、事故の状況等に応じて必要な対応を考慮しつつ、24時間受付体制を取ることも含めて、あらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

4 多様なメディアの活用体制の整備

市は、国、県、県内の市町及び原子力事業者と連携し、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力のもと、ホームページ（インターネット）、ラジオ放送、CATV等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

<p>第16節 原子力防災に関する住民に対する知識の普及啓発</p>	<p>市（危機管理防災課、広報広報課）、国、原子力事業者、県</p>
---	------------------------------------

市は、国、県及び原子力事業者と連携し、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。

防災知識の普及啓発に際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- 2 原子力施設の概要に関すること。
- 3 原子力災害とその特性に関すること。
- 4 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること。
- 5 緊急時に市、国及び県等が講じる対策の内容に関すること。
- 6 屋内退避や避難に関すること。
- 7 要配慮者への支援に関すること。
- 8 緊急時にとるべき行動及び留意事項等に関すること。
- 9 避難所の運営管理、行動等に関すること。

- 10 放射性物質による汚染の除去に関すること。
- 11 放射性物質により汚染され、又はそのおそれのあるものの処理に関すること。

第17節 緊急事態応急対策に従事する者の人材育成	市（消防本部、危機管理防災課、地域医療課、環境課）国、県
---------------------------------	------------------------------

市は、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、緊急事態応急対策に従事する者を、国、指定公共機関等が緊急事態応急対策に向けて実施する原子力防災に関する研修に積極的に参加させるなどして、防災技術の習熟等を図る。

第18節 防災訓練の実施	市（危機管理防災課、関係各課）、国、県警察、原子力事業者、その他防災関係機関、県
---------------------	--

市は、県、県警察、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携し、国等の支援を受けて訓練計画を策定するとともに、定期的に訓練を実施し、緊急事態応急対策に従事する者の技術の習熟、防災関係機関相互の連携等を図る。

1 訓練計画

(1) 訓練計画

市は、県、県警察、原子力事業者及びその他防災関係機関と協力し、内閣府、原子力規制委員会、原子力防災専門官等の支援を受けて、次の訓練を組み合わせた訓練計画を策定する。

- ア 災害対策本部等の設置、運営訓練
- イ オフサイトセンターへの参集、運営訓練
- ウ 緊急時通信連絡訓練
- エ 緊急時モニタリング訓練
- オ 原子力災害医療対策訓練
- カ 住民等に対する情報伝達訓練
- キ 住民参加訓練
- ク その他必要な訓練

(2) 国の総合防災訓練計画

内閣府及び原子力規制委員会が、県、市及び玄海町等と総合的な防災訓練を実施するため、その計画を策定する場合、市は訓練実施計画の企画立案に参画する。

2 訓練の実施

(1) 訓練

市は、県、県警察、消防本部、原子力事業者及びその他防災関係機関と協力し、策定した計画に基づいて定期的に訓練を実施し、緊急事態応急対策に従事する者の技術

の習熟、防災関係機関相互の連携等を図る。

(2) 国の総合防災訓練

内閣府及び原子力規制委員会が、県、唐津市及び玄海町等と総合的な防災訓練を実施する場合、市は、国、原子力事業者及び防災関係機関と共同して総合的な防災訓練を行う。

3 訓練の工夫と事後評価

市は、県、県警察、消防本部、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携し、訓練を実施するに当たり、訓練想定について内閣府、原子力規制委員会、原子力防災専門官から助言を受けるとともに、訓練参加者の技術の習熟に資するなど、効果的なものとなるよう工夫する。

また、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、訓練において確認項目の設定を行うとともに、訓練終了後、専門家の活用にも努めながら訓練の評価を行い、必要に応じ訓練やマニュアルの作成に活かしていくなど、原子力防災体制の充実に取り組むものとする。

<p>第19節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する防災体制の整備</p>	<p>市（消防本部、関係各課）国、県、海上保安部、県警察、原子力事業者</p>
---	---

核燃料物質等の運搬中の事故に係る防災対策について、原子力災害の発生及び拡大の防止のため、原子力事業者及び運搬を委託された者（本項において「原子力事業者等」という。）、国、県、県警察、消防本部、海上保安部及び市は、運搬の特殊性、具体的な事故想定に係る輸送容器の安全性等を踏まえつつ、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図る。その際、原子力事業者は、核物質防護上問題を生じない範囲において、海上保安部等に必要な運搬情報の提供等の協力を努める。

1 原子力事業者等

(1) 原子力事業者等は、事故時に次の措置が迅速かつ的確にとれるよう、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際には、これらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行するものとする。また、危険時の措置等を迅速かつ的確に実施するために、必要な要員を適切に配置するとともに、必要なマニュアルの整備を図る。

- ア 原子力規制委員会、県、県警察、消防本部及び海上保安部等への迅速な通報
- イ 消火、延焼防止の措置
- ウ 核燃料輸送物の安全な場所への移動、関係者以外の者の立ち入りを禁止する措置
- エ モニタリングの実施
- オ 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- カ 核燃料物質等による汚染の拡大の防止及び除去
- キ 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置

ク その他放射線障害の防止のために必要な措置

(2) 原子力事業者等は、運搬中の事故により施設敷地緊急事態が発生した場合、直ちに原子力防災管理者を通じ、市は国（安全規制担当省庁、文部科学省、内閣府）、県、県警察、消防本部及び海上保安部など関係機関に同時に文書で送信できるよう必要な通報・連絡体制を整備する。

2 市及び県

市及び県は、事故の状況把握及び関係機関への連絡体制を整備するとともに、国の主体的な指導のもと、必要な措置を実施するための体制を整備する。

また、市は、事故の通報を受けた場合は直ちにその旨を都道府県に報告し、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。

3 県警察

県警察は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。

4 海上保安部

海上保安部は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、現場海域への立ち入り制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制の基本方針

本章は、原子力事業者等から、警戒事態又は施設敷地緊急事態の発生の通報があった場合の対応及び原災法第15条に基づく緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これらの場合以外であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に準じて対応する。

第2節 通報連絡、情報収集活動

市（危機管理防災課）、国、県、県警察、原子力事業者、その他防災関係機関

市は、原子力事業者等から、警戒事態発生連絡を受けた場合及び施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生又はそのおそれがある場合は、迅速かつ的確な通報連絡、情報収集を行うことにより、防災対策の確立を図る。

1 施設敷地緊急事態等発生情報の連絡等

(1) 情報収集事態が発生した場合

ア 国からの連絡

原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に

対して情報提供を行う。また、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡する。

イ 県からの連絡

県は、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

(2) 警戒事態が発生した場合

ア 国からの連絡

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行う。

また、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、県に対して、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、PAZを含む唐津市及び玄海町に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、県を通じて要請する。その際併せて、気象情報を提供するものとする。原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、PAZ内の地方公共団体との間において、要請した施設敷地緊急事態用避難者の避難準備の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

イ 県からの連絡

県は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、唐津市、玄海町、伊万里市、その他市町、県警察、消防機関、气象台、自衛隊、海上保安部及びその他防災関係機関に連絡する。併せて、住民等への情報提供を行う。

また、PAZを含む唐津市及び玄海町に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請する。

ウ 市からの連絡

市は、原子力規制委員会又は県から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、区長、消防団、農協及び漁協等の関係機関に連絡する。併せて、住民等への情報提供を行う。

また、市は、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先や輸送手段の確保等）を行う。

(3) 原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合

ア 原子力事業者からの通報

原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、経済産業省、唐津市、玄海町、伊万里市、県警察、消防機関、海上保安部及び原子力防災専門官等に、当該事象について文書で送信するとともに、その着信を確認する。通報を受けた事象に関する原子力事業者への問い合わせは、簡潔、明瞭に行うよう努める。

イ 国からの連絡

原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と緊急事態宣言を发出すべきか否かの判断を直に行い、事象の概要、事象の進展の見通しなど事故情報等について、官邸（内閣官房）、内閣府、県、玄海町、県警察、その他関係機関及び公衆に連絡する。また、内閣府は必要に応じ唐津市、玄海町及び伊万里市に対し、PAZ区域内の住民等の避難準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を行うよう連絡するとともに、唐津市、玄海町及び伊万里市にUPZ区域内の屋内退避準備を行うよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備に協力するよう、要請する。

ウ 県からの連絡

県は、原子力事業者、原子力規制委員会、内閣府又は原子力防災専門官から通報、連絡を受けた事項について、唐津市、玄海町、伊万里市、県警察、消防機関、气象台、自衛隊、海上保安部及びその他防災関係機関に連絡する。併せて、住民等への情報提供を行う。

また、必要に応じ唐津市及び玄海町に対し、PAZ区域内の住民等の避難準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を行うよう連絡するとともに、唐津市、玄海町及び伊万里市にUPZ区域内の屋内退避準備を行うよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備に協力するよう、要請する。

なお、玄海町及び関係周辺市に連絡する際には、併せて、PAZ内の住民避難が円滑に進むよう配慮を求めるものとする。

エ 市からの連絡

市は、原子力事業者、原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官又は県から通報、連絡を受けた事項について、区長、消防団、農協及び漁協等の関係機関に連絡する。併せて、住民等への情報提供を行う。

また、市は、必要に応じPAZ内の住民への避難準備（施設敷地緊急事態要避難者の避難）情報の発令や輸送手段の確保等、住民の避難準備を行うとともに、施設敷地緊急事態要避難者の避難を行う。さらに、市は、UPZ内の屋内退避準備を行う。

なお、「火災・災害等速報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）」の直接速報基準に該当する火災・災害等については、直接消防庁へ報告する。

(4) 警戒事態又は施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

ア 原子力事業者からの通報

原子力事業者は、県、内閣官房、原子力規制委員会、文部科学省、内閣府、玄海

町、関係周辺市、県警察、消防機関、海上保安部及び原子力防災専門官等に、施設
の状況、応急対策活動及び被害の状況等について定期的に文書をもって連絡すると
ともに、状況に変化がある場合は直ちに連絡する。通報を受けた事象に関する原子
力事業者への問い合わせは、簡潔、明瞭に行うよう努める。

イ 国、県及び市の相互連絡

原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官及び市は、原子力事業者等から連
絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互に連絡を
密にするものとする。

ウ 市と関係機関との連絡

あ市は、関係機関との間において、原子力事業者及び原子力規制委員会から通
報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、連絡を
密にするものとする。

エ 現地事故対策連絡会議との連携

市は、国の現地事故対策連絡会議が設置された場合は、当該機関との連携を密に
するものとする。

2 全面緊急事態の連絡等

(1) 全面緊急事態に該当する事象発生の通報並びに市及び県の対応

ア 原子力事業者からの通報

原子力事業者の原子力防災管理者は、全面緊急事態に該当する事業の発見後又は
発見の通報を受けた場合、直ちに、施設敷地緊急事態発生に関する通報の場合に準
じて関係機関への通報を行うものとする。

イ 国、県、市からの連絡

国、県、市は、通報を受けた事項について、施設敷地緊急事態発生に関する通報
の場合に準じて関係機関への連絡を行うものとする。

ウ 原子力緊急事態宣言

国の原子力災害対策本部は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は、市に対
し、PAZ区域内の住民等の避難、UPZ区域内の住民等の屋内退避等の必要な緊急事
態応急対策を行うよう連絡する。

エ 県の対応

県は、通報を受けた事項について、住民等への情報提供を行う。

なお、市に連絡する際には、併せて、PAZ区域内の住民避難が円滑に進むよう配
慮を求めるものとする。

オ 市の対応

市は、連絡を受けた事項について、住民等への情報提供を行う。

また、市は、PAZ区域内の住民等の避難、UPZ区域内の住民等の屋内退避等の必
要な緊急事態応急対策を行う。

(2) 原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

ア 情報の共有

市災害対策本部長から委任を受けた職員は、オフサイトセンターにおいて情報収集
活動を行う。

イ 派遣職員の業務

市は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、自ら行う緊急事態応急対策活動、被害の状況に関する情報を随時連絡するとともに、派遣職員は、国等の防災関係機関と連絡協議を踏まえたモニタリング情報等を市対策本部に連絡する。

ウ 原子力防災専門官の業務

原子力防災専門官は、オフサイトセンターにおいて、災害情報の収集・整理を行うとともに、県、玄海町、唐津市、伊万里市、原子力事業者及びその他防災関係機関との間の連絡・調整等を行う。

エ 一般回線が使用できない場合の対処

県は、国の原子力災害対策本部より伝達された原子力災害対策本部の指示等の内容を市に連絡する。

この際、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線並びに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

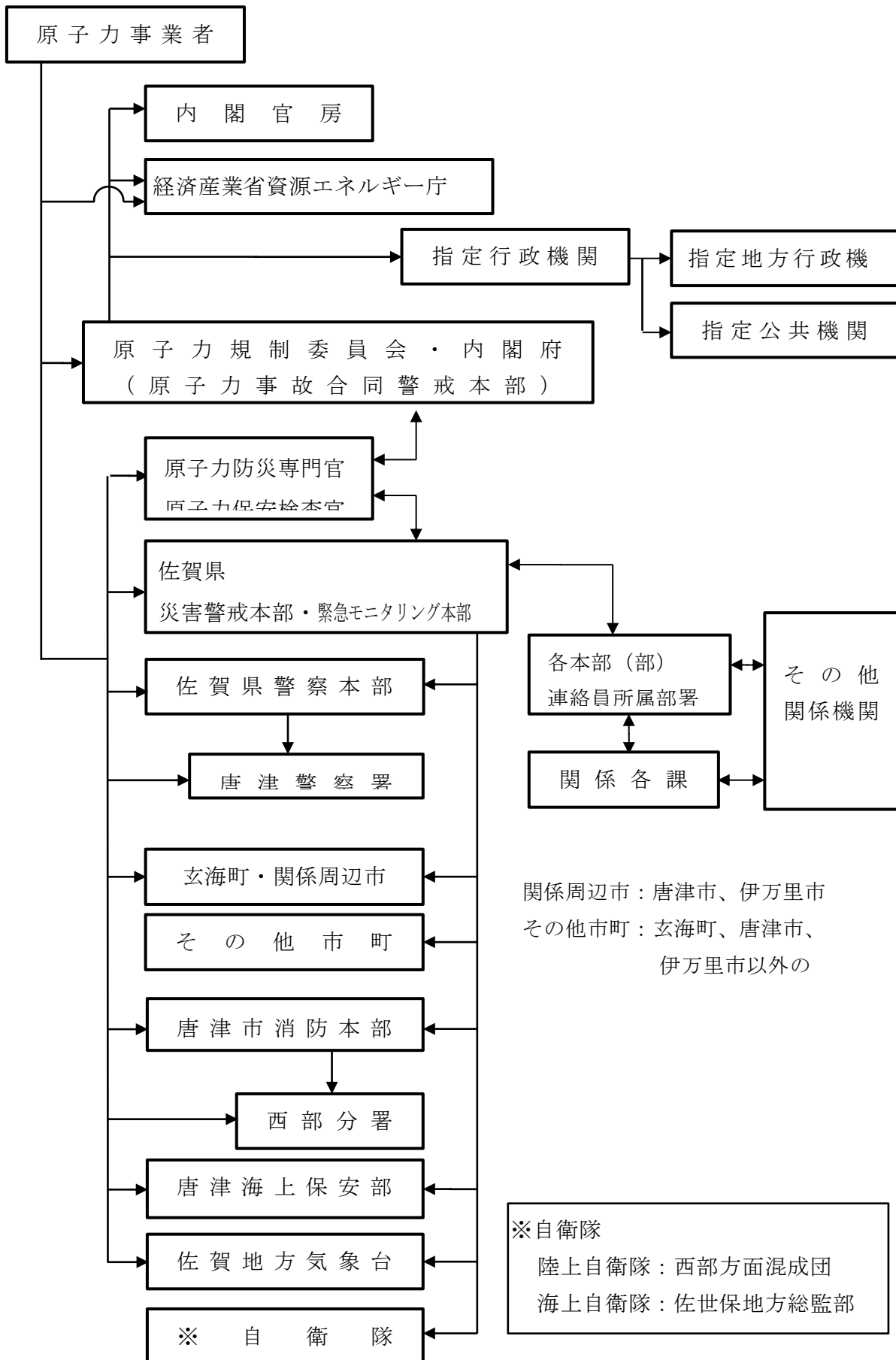
オ 「原子力災害における国の対応体制」 (32ページ)

カ 「警戒事態発生時の情報伝達経路」 (33ページ)

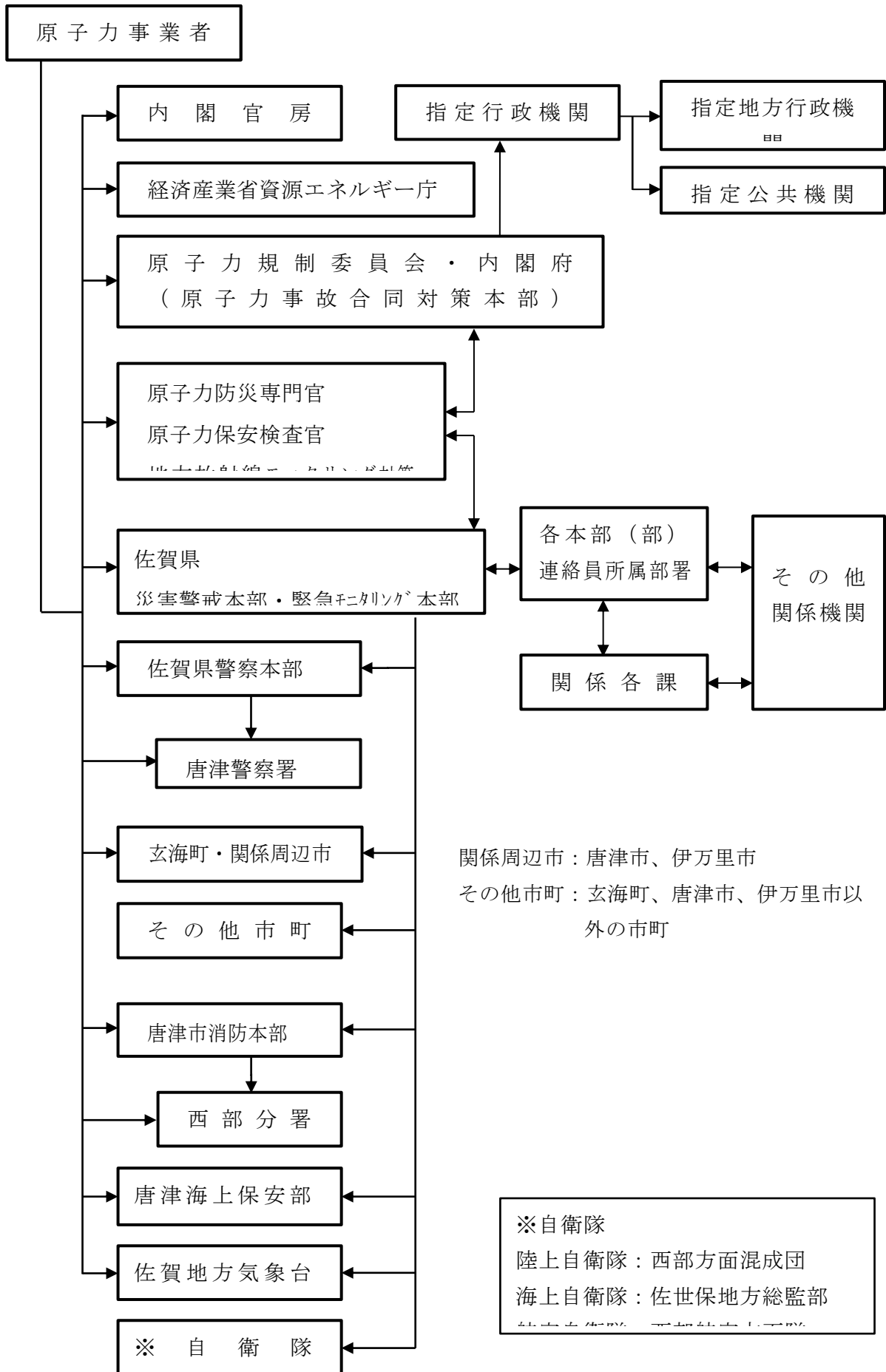
キ 「施設敷地緊急事態発生時の情報伝達経路」 (34ページ)

ク 「緊急事態宣言発出後の情報伝達経路」 (35ページ)

【警戒事態発生時の情報伝達経路】



【施設敷地緊急事態発生時の情報伝達経路】



第3節 活動体制の確立	市（消防本部、危機管理防災課、関係各課）、国、県警察、原子力事業者、その他防災関係機関、県
--------------------	---

1 基本的考え方

市は、次の場合に行う措置についてあらかじめ計画し、オフサイトセンター等と緊密な連携を保持して災害発生を防ぎ、又は応急的救助を行う等災害拡大を防止する。

- (1) 玄海原子力発電所のトラブル等異常連絡を受けた場合
- (2) 放射性物質の放出による影響が周辺環境に及ぶ若しくはそのおそがある場合
- (3) 原子力事業者から警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合
- (4) 国が緊急事態宣言を発出し、政府原子力災害対策等本部を設置した場合等

2 原子力災害応急対策における活動体制

(1) 災害対策本部等の設置

市の活動体制の発令区分に応じ、「災害情報連絡室」、「災害警戒本部」、「災害対策本部」を設置して、必要な職員を動員配備するとともに、オフサイトセンター等に対する職員派遣、国に対する専門的知識を有する職員派遣要請等、原子力災害応急対策活動を実施する。

(2) 活動体制の発令・解除区分

- ア 災害（おそれ）対処の必要性等により区分して対応する。
- イ 各活動体制の発令・解除者は、活動体制の設置・廃止について市長に報告する。
- ウ 各対策部及び各対策支部の活動体制の発令・解除については、災害情報連絡室長、災害警戒本部長、災害対策本部長が次に示す設置基準により発令し、それぞれの事態が終息した時に解除する。

●活動体制の発令・解除者と設置基準

活動体制	発令・解除者	設置基準
災害情報連絡室	危機管理防災課長 (不在時、危機管理防災係長)	1 玄海原子力発電所のトラブル等異常連絡を受けた場合で、危機管理防災課長が必要と認める場合 2 放射性物質の放出による影響が周辺環境に及ぶ若しくはその恐れがあるとして危機管理防災課長が必要と認める場合 3 危機管理防災課長が必要と認める場合
災害警戒本部	総務部長 (不在時総務部副部長)	1 警戒事態の通報を受けた場合(自動設置) 2 県が災害警戒本部を設置した場合 3 放射性物質の放出による影響が周辺環境に及ぶ若しくはその恐れがあるとして総務部長が必要と認める場合 4 総務部長が必要と認める場合
災害対策本部	市長 (不在時副市長)	1 施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合 2 内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出した場合(自動設置) 2 県が災害対策本部を設置した場合 3 住民の安全確保のために市長が必要と認める場合

(3) 各活動体制の編成組織

各活動体制の編成組織の細部は、「唐津市災害対策本部規程第6条」による「唐津市災害対策本部機構図」に準拠し、勤務マニュアル等で別途定める。

(4) 職員の動員配備要領

ア 通常の場合における勤務の態様による動員要領

(ア) 勤務時間内

- a 総務部長から各部長へ動員伝達を実施する。
- b 各部長は、各課長に動員体制を整えるように命じる。
- c 各課長は、動員体制を整える。
- d 動員された職員は、災害対策活動を実施する。
- e 外出中・出張中の職員は、所属課に安否を連絡し、登庁の有無を連絡する。

(イ) 休日等勤務時間外

- a 警備員から「災害発生時の連絡通報体制」により防災関係職員に対し、迅速に連絡し、体制をとる。
- b 防災等関係職員は、状況により市長、副市長及び各対策部長等幹部職員等に対し連絡し、体制を強化する。
- c 職員は、勤務時間外において、原子力発電所等からの放射性物質の放出等に関する情報を自ら知った場合、かつ、電話連絡がつかない場合は、自主的に、直ちに登庁するものとする。

イ 交通途絶等により所定の場所に登庁できない場合（参集場所の例外）

職員が、交通途絶等により所定の場所に登庁することができない場合で、かつ、上司等と連絡がとれない時は、

(ア) 本庁

(イ) 市民センター

(ウ) その他の出先機関

の優先順により、登庁可能な場所に参集するものとする。

ウ 市の防災関係職員と幹部職員との連絡手段の確保及び連絡方法等

市の防災関係職員及び幹部職員は、参集時の連絡手段として、携帯電話を常時携帯し、電話・電子メール等による連絡手段を確保するものとする。

連絡通報体制の整備に当たっては、連絡系統における不通時を考慮し、業務上の課長職員、その他の職員の優先順位の事前指定等による方策を講じる。

また、職員への参集の指示、登庁の可否や登庁先、登庁時間等の集約には市情報メール等を活用する。

エ 配備体制の強化

- (ア) 災害が発生又はその恐れがある場合の災害対策本部等設置時の配備体制は、次に定める配備体制の基準による。

●「配備体制の基準」

区分	体制の基準	活動態勢	発令者
災害対策本部	施設敷地緊急事態の通報を受けた場合、又は内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出した場合等、災害応急活動その他災害策を実施する必要があるとき	原則全職員	災害対策本部長
災害警戒本部	警戒事態の通報を受けた場合等、被害発生に向けた対備等の必要があるとき	災害警戒本部職員全員	災害警戒本部長
災害情報連絡室	原子力事業所等からトラブル等の異常連絡を受けた場合等、迅速災害対処等のための情報収集を実施する必要があるとき	災害情報連絡室職員全員	災害情報連絡室長

(イ) 災害警戒本部、災害情報連絡室の活動態勢の配備要員及び活動の細部は、災害警戒本部長、災害情報連絡室長がそれぞれ指示するとともに、各対策部、対策支部、現地災害対策本部の配備要員等は、それぞれの各部長が、上記基準に基づき定める。

第4節 災害情報連絡室の体制

1 設置目的

- (1) 被害予想等に基づく適切な予防措置の実施
- (2) 迅速な災害対処（災害警戒本部又は災害対策本部体制移行（準備を含む））に備えるための情報収集等

2 設置場所

原則として危機管理防災課内に設置するが、状況により災害情報連絡室に設置する。

3 組織構成【配備の基準】

- (1) 長：危機管理防災課長（不在時危機管理防災係長）
- (2) 危機管理防災課長など、災害発生（おそれ）に備え、迅速で正確な情報収集を行うために、次の要員を基準として最低限必要な人員により構成する。

※長期勤務態勢を考慮し原則として、複数人とし、災害発生（おそれ）に備える状況により増減する。

ア 危機管理防災課（係長等）【2人】

イ 総務課（庶務係長等）【2人】

ウ 広聴広報課（広聴広報係長等）【2人】

エ 道路河川管理課（係長等）【2人】

オ 各対策部長が情報収集等のために必要と認める当該部所属職員

カ 各市民センターは、本庁の活動を補佐する態勢とし、最小限各市民センター地域支援グループ職員【2人】

- (3) 災害情報連絡室体制の人員の増減及び配備等の細部は、当時の状況により、災害情報連絡室長の指示による。

4 主要活動内容

(1) 情報収集

- ア 原子力関係事業所の事故等異常事態の状況
(特に、放射性物質による汚染又はその恐れの種類等)
- イ 気象に関する情報(特に、風向、風速等)
- ウ 住民、避難施設等に関する情報(特に、PAZ地区等)
- エ 国、県、関係機関に関する情報
(特に、オフサイトセンター、県の状況等)
- オ 通信、公共交通機関、道路の状況情報
- カ 警報の発令伝達、避難指示準備(状況により発令)

(2) 住民広報、報道対策

ア 市は、県と連携し、総合防災情報システム、60MHz防災行政無線、280MHzデジタル同報無線システムのほか市行政放送、唐津市情報メール、市ポータルサイト(ホームページ)、ソーシャルメディア(LINE、Facebook等)、FMからつによる緊急災害等放送、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社による緊急速報メール等の配信、市広報車、L-ALERT(災害情報共有システム)、県防災ネットあんあん(スマートフォンアプリ)、インターネット、テレビ、ラジオ等による住民に対する迅速、正確な情報提供準備を実施するとともに、状況により情報提供を行う。

(※災害発生(おそれ)等の切迫度を考慮し、情報提供は、災害情報連絡室長の指示による。)

- イ 各報道機関からの問い合わせ等に対する対応

(3) 連絡調整

- ア 各対策部、各対策支部、消防対策部等との連絡調整及び情報の共有
- イ 県、公共機関等との連絡調整、報告
- ウ 職員派遣要請に対するオフサイトセンター要員派遣、調整、連携
- エ 各市民センター及び県等関係機関等との通信の確保と相互連絡、調整

(4) 状況により、災害警戒本部等上位体制への移行(準備)

(5) 災害情報連絡室長が命じた事項

(6) 勤務要領の細部は、別途定める「災害対応職員行動マニュアル」による。

5 災害警戒本部、災害対策本部への移行と災害情報連絡室の廃止

(1) 災害警戒本部体制等への移行

警戒事態の通報を受けた場合、又は県が災害警戒本部を設置した場合、放射性物質の放出による影響が周辺環境に及ぶ若しくはそのおそれがあるとして、総務部長(不在時総務部副部長)が必要と認める場合等は、災害警戒本部体制等に移行する。

(2) 災害情報連絡室の廃止

- ア 放射性物質の放出のおそれ等がなくなり、住民の安全確保上の対策の必要がなくなった場合
- イ 災害情報連絡室を設置した後に、災害警戒本部体制または災害対策本部体制に移行した場合は、災害情報連絡室体制を廃止する。

第5節 災害警戒本部の体制

1 設置目的

警戒事象の通報を受けた場合等において、被害発生に向けた対処準備等を行うとともに、国、県、原子力事業者及び関係機関等との密接な連携による警戒態勢を確保する。

2 設置場所

災害情報連絡室に設置する。

3 組織構成【配備の基準】

(1) 長：総務部長（不在時総務部副部長）

(2) 総務部長、各対策部長及び各部員（連絡員）等全庁あげて対応する態勢とし、情報収集、避難準備等に必要と認める当該部所属課職員を勤務させ、災害対策本部移行準備を含む態勢とする。

(3) 災害発生（おそれ）時の対処に必要な各対策部の要員により構成し、人員の置等の細部は災害警戒本部長等の指示による。

※長期勤務態勢を考慮し、交代要員も含める。災害（おそれ）の状況により増減する。

ア 危機管理防災課【全員】

イ 総務課【全員】

ウ 農林水産部【農林水産物関係者等】

エ 上下水道局【上水の取水、給水関係者等】

オ 都市整備部【道路河川関係者等】

カ 広聴広報課【広報、対報道関係者等】

キ 各対策部、各対策支部【連絡員】

ク 各対策部長、各対策支部長が必要と認める当該部、市民センター所属職員

ケ 各災害警戒支部は、災害警戒本部の活動を補佐する態勢とし、各災害警戒支部長が情報収集、災害応急対策等のために必要と認める職員を指名する。

4 主要活動内容

(1) 現地事故対策連絡会議職員派遣要請に対する職員派遣に関する事項

(2) 情報収集に関する事項

ア 放射性物質の拡散（おそれ）に関する情報

イ PAZ区域内住民等被災者（おそれ）の救難、救助、保護に関する情報

ウ 避難施設、輸送手段等に関する情報

エ 国、県、関係機関、特にオフサイトセンターに関する情報

オ 原子力関係事業所の事故、事故対応体制に関する情報

カ 気象に関する情報

(3) 警報の発令伝達、避難指示準備（状況により発令）に関する事項

(4) 住民広報、報道対策に関する事項

ア 総合防災情報システム、60MHz防災行政無線、280MHzデジタル同報無線システムのほか市行政放送、唐津市情報メール、市ポータルサイト（ホームページ）、ソ

ーシャルメディア（LINE、Facebook等）、FMからつによる緊急災害等放送、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社による緊急速報メール等の配信、市広報車、L-ALERT（災害情報共有システム）、県防災ネットあんあん（スマートフォンアプリ）、インターネット、テレビ、ラジオ等による住民に対する迅速、正確な情報提供

イ 各報道機関からの問い合わせ等に対する対応

(5) 連絡調整に関する事項

ア オフサイトセンターとの連絡調整

イ 県、消防、警察等関係機関との連絡調整

(6) 状況により、災害対策本部又は災害情報連絡室の上（下）位体制への移行、準備に関する事項

(7) 災害警戒本部長が命じた事項等

(8) 勤務要領の細部は、別途定める「災害警戒本部勤務マニュアル」による。

5 災害警戒本部会議

(1) 災害警戒本部会議の構成

ア 長：災害警戒本部長

イ 災害警戒本部会議は、次の者をもって構成する。

会議の構成員（基準）	
1	総務対策部長
2	総合政策対策部長
3	地域づくり対策部長
4	市民環境対策部長
5	健康づくり対策部長
6	福祉子ども対策部長
7	農林水産対策部長
8	商工観光対策部長
9	都市整備対策部長
10	ボートレース対策部長（企業局次長）
11	上下水道対策部長
12	消防対策部長
13	市民センター長
14	教育対策部長（教育部長）
15	議会事務局長
16	総務課長
17	危機管理防災課長
18	財政課長
19	広聴広報課長
	※県等からの派遣職員
	※関係機関等からの派遣職員
	※その他災害警戒本部長が必要と認めた者

※状況により参加

(2) 災害警戒本部会議の運営

災害警戒本部の設置が決定された場合、災害対処を組織挙げて行う必要がある場合で災害警戒本部長等が必要と認める場合は、災害警戒本部において、災害警戒本部会

議を開催する。

6 災害対策本部への移行と災害警戒本部の廃止

(1) 災害対策本部への移行

施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、県が災害対策本部を設置した場合、住民の安全確保等のために市長（不在時副市長（あらかじめ市長が指名））が必要と認める場合は、災害対策本部体制に移行する。

(2) 災害警戒本部の廃止

ア 国、県の指導・助言及び緊急モニタリング調査等を踏まえて、災害警戒本部長が、原子力施設の事故が終息し、災害応急対策が完了又は対策の必要がなくなったと認める場合は、災害警戒本部体制を廃止する。

イ 事態が終息した場合、災害警戒本部を設置した後に、災害対策本部体制または災害情報連絡室に移行した場合は、災害警戒本部体制を廃止する。

第6節 災害対策本部の体制

1 設置目的

災害発生を防ぎ、又は応急的救助を行う等災害拡大を防止する。

2 設置場所

災害対策本部

3 組織構成【配備の基準】

(1) 長：市長（不在時副市長（あらかじめ市長が指名））

(2) 全庁をあげて災害対処にあたる体制とする。

ア 各対策部（課）員

イ 教育委員会等の職員

ウ 災害対策本部長が関係機関に派遣を求めた職員

エ 関係機関が必要により派遣してきた職員等

オ 各対策支部は、前記の本庁各部（課）関係職員

(3) 各対策支部は、本庁の活動を補佐する態勢とする。

4 主要活動内容

(1) 警報の発表・解除の伝達に関する事項

(2) 避難指示の発令・解除に関する事項

(3) 警戒区域の設定に関する事項

(4) 被災者救難、救助その他保護に関する事項

(5) 緊急輸送の確保及び避難所に関する事項

(6) 自衛隊に対する災害派遣要請に関する事項

(7) 放射性物質の拡散（おそれ）に対する汚染防止及びこれらに関する除染、その他保健衛生に関する事項

(8) 安定ヨウ素剤の配分、服用等に関する事項

- (9) 被ばく医療機関との連携等の被ばく管理及び医療事務に関する事項
- (10) 被ばく等被害を受けた児童生徒の管理及び応急教育に関する事項
- (11) 犯罪予防、交通規制等災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (12) 関係機関等との連絡調整に関する事項
 - ア オフサイトセンターとの連絡調整
 - イ 県、各支所、消防、警察及び医療等、関係機関との連絡調整
- (13) 住民広報、対報道に関する事項
 - ア 総合防災情報システム、60MHz防災行政無線、280MHzデジタル同報無線システムのほか市行政放送、唐津市情報メール、市ポータルサイト（ホームページ）、ソーシャルメディア（LINE、Facebook等）、FMからつによる緊急災害等放送、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社による緊急速報メール等の配信、市広報車、L-ALERT（災害情報共有システム）、県防災ネットあんあん（スマートフォンアプリ）、インターネット、テレビ、ラジオ等による住民に対する迅速、正確な情報提供
 - イ 各報道機関からの問い合わせ等に対する対応
- (14) 情報収集に関する事項
 - ア 放射性物質の拡散（おそれ）に関する情報
 - イ 施設敷地緊急事態、緊急事態宣言に関する情報
 - ウ 住民の特に、PAZ区域内住民等被災者の救難、救助、保護に関する情報及び被災（安否）情報
 - エ 国、県、関係機関、特にオフサイトセンターに関する情報
 - オ 避難施設、輸送手段等に関する情報
 - カ 施設等の汚染、損壊情報
 - キ 道路、河川、各種施設及び通信、公共交通機関等に関する情報
 - ク ライフラインに関する情報
 - ケ 原子力関係事業所の事故、事故対応体制に関する情報
 - コ 気象に関する情報
- (15) 災害発生防ぎよ、又は拡大防止措置等
- (16) 災害対策本部長が命じた事項

5 災害対策本部会議

(1) 災害対策本部会議の組織の構成

- ア 本部長：市長（本部長不在の場合は、副市長（あらかじめ市長が指名）がその職務を代理する）
- イ 副本部長：副市長
- ウ 災害対策本部会議は、次の者をもって構成する。

会議の構成員（基準）	
1	本部長
2	副本部長
3	副本部長
4	総務対策部長
5	総合政策対策部長

会議の構成員（基準）	
6	地域づくり対策部長
7	市民環境対策部長
8	健康づくり対策部長
9	福祉こども対策部長
10	農林水産対策部長
11	商工観光対策部長
12	都市整備対策部長
13	ポータル対策部長（企業局長）
14	（企業局次長）
15	上下水道対策部長
16	消防対策部長
17	市民センター長
18	議会事務局長
19	教育対策部長（教育長）
20	（教育部長）
21	総務課長
22	危機管理防災課長
23	財政課長
24	広聴広報課長
	※県等からの派遣職員
	※関係機関等からの派遣職員
	※その他本部長が必要と認めた者

※状況により参加

(2) 災害対策本部会議の運営

ア 災害対策本部の設置が決定された場合、オフサイトセンター等における会議において緊急事態対応方針等が決定された場合、避難指示、警戒区域の設定を行う場合等、災害対策本部長又は災害対策副本部長が必要と認める場合は、災害対策本部において、災害対策本部長又は災害対策副本部長が議長となり、災害対策本部会議を開催する。

イ 市災害対策本部長又は災害対策副本部長が必要と認めるとき、県の職員その他市職員以外の者の市対策本部への会議出席を要請する。

ウ 災害発生事態が緊急の場合は、オフサイトセンター等の会議と併設して災害対策本部会議を開催する。

6 災害警戒本部又は災害情報連絡室の体制への移行と災害対策本部の廃止

(1) 災害警戒本部又は災害情報連絡室体制への移行

市域において、災害対処が概ね終息した場合又は発生する恐れが減少した場合で市長（不在時副市長）が必要と認める場合等

(2) 災害対策本部の廃止

ア 国、県の指導・助言及び緊急モニタリング調査等を踏まえて、災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了又は対策の必要がなくなると認めたとき。

イ 災害警戒本部又は、災害情報連絡室の体制へ移行したとき。

ウ 災害対処が終息したとき等

第7節 国、県等関係機関との連携

県、国、市、関係周辺市町及び原子力事業者は、緊急事態宣言が発出されたときは、オフサイトセンターにおいて、緊急事態に関する情報を交換し、応急対策について相互に協力するため、合同対策協議会を組織する。

県は現地災害対策本部長及び関係職員を、市、関係周辺市町及び原子力事業者は責任ある判断を行える者をそれぞれ派遣し、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。

緊急事態宣言発出前に、県がオフサイトセンターに現地災害対策本部を設置した場合も、市、関係周辺市町及び原子力事業者はこれに準じて職員を派遣し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行う。

1 オフサイトセンターへの職員派遣

(1) オフサイトセンター内に市連絡班を設置し、市の連絡調整体制を確保し緊密な連携を保持する。

(2) オフサイトセンター現地事故対策連絡会議の開催、原子力災害合同対策協議会設置時に機能班（住民安全班等）要員として市職員を派遣し、国が開催する「現地事故対策連絡会議」「全体会議」で調整される事項について、市連絡班を通じ、市の「災害警戒本部」「災害対策本部」等と連携して、防災応急対策を迅速に実施する。なお、原子力災害合同対策協議会設置時においては、責任ある判断を行える者を派遣することとする。

特に、唐津市災害対策本部等から出た懸案・要望事項等を伝えるとともに防災関連情報を早期に受領し、迅速な防災措置を講じ市民の安全確保に万全を期す。

2 専門家の派遣要請と国の専門家との協力

市は、原子力事業所の原子力防災管理者から特定事象発生等の通報を受けた場合は、必要に応じ原子力規制委員会に対し、専門家及び専門知識を有する職員派遣を要請して、原子力安全委員会、国から派遣された専門家と十分協力して応急対策を実施する。

3 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 応援要請

市は、必要に応じ、県に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。

県は、緊急消防援助隊の出動要請依頼を受けた場合又は自ら必要があると認めた場合は、消防庁に対し速やかにその出動を要請する。

(2) 職員の派遣要請等

ア 市長は、緊急事態応急対策のため必要と認めるときは、指定行政機関若しくは指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対して、指定行政機関若しくは指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めるものとする。

イ 市長は、緊急事態応急対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助

言その他の必要な援助を求めるものとする。

(3) 自衛隊の派遣要請

市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し、派遣要請の要求を行うものとする。この場合において、派遣要請先に対し、派遣要請の要求を行った旨及び災害の状況を通知することができる。

また、市は、通信の途絶等により知事に対して災害派遣の要請の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を、派遣要請先に通知することができる。この場合において、通知を受けた者は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認めるときは、要請を待つことなく部隊等を派遣することができる。

市は、これらの通知を受けたときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

知事は、市から自衛隊の派遣要請の要求があった場合又は自ら必要と認める場合は、国の原子力災害対策本部設置前においては、自ら派遣を要請し、原子力災害対策本部設置後においては、知事又は原子力災害対策本部長が派遣を要請する。

また、原子力災害対策本部長又は知事は、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに自衛隊の部隊等の撤収を要請するものとする。

第8節 災害対策本部各対策部対策班の分掌事務

災害対策本部各対策部対策班の分掌事務は、次のとおりとし、それぞれ相互に協力する。また、各対策部関係の被害の取りまとめを迅速に行うとともに、災害対策の連絡調整を緊密に行い市民等の安全を確保する。

1 各対策部共通事項

- (1) 被害調査、報告等に関する事項
- (2) 応急対策に関する事項
- (3) 災害復旧に関する事項
- (4) 安全確保に関する事項
- (5) 各対策部、対策支部及び県等との連絡調整に関する事項
- (6) 災害対策本部長が命じた事項

2 総務対策部

(1) 総括担当（危機管理防災課、危機管理対策室）

- ア 災害等状況の把握に関する事項
- イ 災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部、災害情報連絡室の設置、運営等及び廃止に関する事項
- ウ 災害対策本部等会議に関する事項
- エ 唐津市防災会議及び防災関係機関との連絡、調整等に関する事項
- オ 唐津市地域防災計画に関する事項
- カ 自衛隊に対する災害派遣の要請に関する事項

- キ 気象情報、災害情報等の評価・判定及び警報等の発令に関する事項
- ク 避難情報及び警戒区域の設定及び住民避難に関する事項
- ケ オフサイトセンターへの要員派遣及び派遣要員との連絡調整に関する事項
- コ 国に対し、専門的知識を有する職員派遣要請に関する事項
- サ 原子力発電所との連絡調整に関する事項
- シ 消防本部との調整に関する事項
- ス 災害応急対策、復旧の推進及びこれらに対する総合調整、統制、連絡に関する事項
- セ 対策本部長の命による各対策部及び各対策支部への指示、統制に関する事項

(2) 情報集約担当（総務課）

- ア 総務対策部関係及び市域全体の被害のまとめ、並びに被害速報等県、関係機関への報告に関する事項
- イ 避難場所・避難所に関する苦情・要望の処理に関する事項
- ウ 災害対策本部等会議に関する事項
- エ 市民の屋内退避及び避難並びに人命救助に関する総括的事項
- オ 自衛隊の受入に関する事項
- カ 各対策部及び対策支部との連絡・調整に関する事項
- キ 他の対策部の所掌事務に属しない事項

(3) 庁舎管理・施設担当（総務課）

市庁舎の施設管理及び電話施設等の整備に関する事項

(4) 動員担当（人事課）

- ア 出勤職員の把握及び職員の配置に関する事項
- イ 出勤職員の事故、公務災害給付及び健康管理に関する事項

(5) 庁用車配備担当（財産管理課）

- ア 庁内自動車の配備及び整備に関する事項
- イ 住民避難時における輸送に関する事項
- ウ 住民避難時における輸送に関する事項

(6) 物品調達担当（契約検査課）

災害対策関係物品の調達に関する事項

3 総合政策対策部

(1) 情報収集担当（行政マネジメント課、企画政策課、新市民会館建設推進室）

- ア 総合政策対策部関係の被害のとりまとめ、報告に関する事項
- イ 本部長、副本部長、国及び県関係者の被災地視察等に関する事項

(2) 財務担当（財政課）

災害に関する財政措置に関する事項

(3) 秘書担当（秘書課）

本部長等の秘書に関する事項

(4) 情報基盤・広報担当（情報政策課、広聴広報課）

- ア 情報基盤の被害調査、報告及び災害復旧に関する事項
- イ 災害情報、避難指示その他の情報の住民に対する伝達及び広報等に関する事項

ウ 行政放送、唐津市情報メール、インターネット等による災害情報の提供に関する事項

エ 記者発表その他報道機関との連絡及び相互協力に関する事項

オ 災害写真の撮影、収集及び災害記録の作成等に関する事項

カ 住民からの要望の処理、被災者相談に関する事項

4 地域づくり対策部

(1) 地域づくり情報担当（地域政策課、移住定住促進課）

ア 公共交通機関の情報収集に関する事項

イ 離島における災害情報の収集に関する事項

ウ 停電情報の収集に関する事項

エ 国際交流に伴う外国人の被害調査及び支援に関する事項

(2) 文化・スポーツ施設対策担当（文化振興課、スポーツ振興課）

ア 地域づくり対策部関係の被害のとりまとめ、報告に関する事項

イ 所管施設利用者等の安全等に関する事項

ウ 所管施設の被害調査及び災害復旧に関する事項

エ 所管施設における避難所開設、管理等に関する事項

5 市民環境対策部

(1) 市民総務担当（市民課、債権管理課、人権・同和対策課）

ア 市民環境対策部関係の被害のとりまとめ、報告に関する事項

イ 市民及び市に在住する外国人等の安否に関する事項

ウ 避難住民等の確認に関する事項

エ 被災者の収容及び収容施設との連絡に関する事項

オ 応急炊き出しに関する事項

カ 物価の監視に関する事項

キ 所管施設における避難所の開設、管理、運営に関する事項

(2) 現地調査担当（税務課）

災害に伴う市税の減免調査に関する事項

(3) 防疫・清掃担当（環境課、清掃センター、環境施設課）

ア 防疫に関する事項

イ 汚染地区の整備に関する事項

ウ 緊急モニタリング要員等の派遣要請及び緊急モニタリングの実施に関する事項

エ 火葬に関する事項

オ 避難所のゴミ収集及び清掃に関する事項

カ 所管施設の被害調査、報告及び災害復旧に関する事項

6 健康づくり対策部

(1) 健康づくり総務担当（保険年金課）

健康づくり対策部関係の被害のとりまとめ、報告に関する事項

(2) 救護・被ばく管理担当（地域医療課、健康増進課）

ア 医療保健及び救護班の派遣要請に関する事項

イ 医薬品の配付に関する事項

- ウ 住民等の健康管理に関する事項
 - エ 医療関係施設の被害調査、報告及び災害復旧に関する事項
 - オ 被ばく者の診断及び措置に関する事項
 - カ 安定ヨウ素剤の配布に関する事項
 - (3) 地域医療担当（地域医療課、健康増進課、診療所）
 - ア 被ばく者等の診断・措置に関する事項
 - イ 医療救護に関する事項
 - ウ 診療資材及び薬剤の調達、管理に関する事項
 - エ 感染症予防及び住民等の健康管理に関する事項
 - オ 被ばく者等の避難及び保護に関する事項
 - カ 救護班編成及び出動に関する事項
 - キ 本部との連絡に関する事項
 - ク 病院施設、機械器具の被害調査、報告及び災害復旧に関する事項
 - ケ 緊急被ばく医療派遣チームとの連絡調整に関する事項
 - (4) 要介護者・高齢者支援担当（介護保険課、地域包括ケア推進課）
 - ア 要介護者、高齢者等の援護対策に関する事項
 - イ 安定ヨウ素剤の配布に関する事項
 - (5) 市民医療担当（市民病院医局、事務局）
 - ア 被ばく者等の診療に関する事項
 - イ 医療救護に関する事項
 - ウ 診療資材及び薬剤の調達及び管理に関する事項
 - エ 感染症予防及び住民の健康管理に関する事項
 - オ 被ばく者等の避難及び保護に関する事項
 - カ 入院患者及び被災者の給食に関する事項
 - キ 救護班編成及び出動に関する事項
 - ク 本部との連絡に関する事項
 - ケ 病院施設、機械器具の被害調査、報告及び災害復旧に関する事項
 - コ 緊急被ばく医療派遣チームとの連絡調整に関する事項
- 7 福祉こども対策部
- (1) 福祉総務担当（福祉総務課）
 - ア 福祉避難所開設及び管理に関する事項
 - イ 所管避難所における援助、協力関係者との連絡及び調整に関する事項
 - ウ 生活必需品の配布に関する事項
 - エ 救じゅつ品、義援金・見舞金等の受付、配分及び輸送に関する事項
 - オ 災害ボランティアに関する事項
 - カ 安定ヨウ素剤の配布に関する事項
 - キ 避難の実施により健康リスクが高まる者への安全避難に関する事項
 - (2) 生活困窮者等援護担当（生活支援課）
 - ア 生活困窮者等被災者の援護対策に関する事項
 - イ 身元不明者等に関する事項

- ウ 安定ヨウ素剤の配布に関する事項
- (3) 高齢者支援・要介護者支援担当（高齢者支援課）
 - ア 高齢者、要介護者の支援対策に関する事項
 - イ 所管施設の避難所開設及び管理に関する事項
- (4) 障がい者支援担当（障がい者支援課）
 - ア 身体障がい者（児）、知的障がい者等の援護対策に関する事項
 - イ 安定ヨウ素剤の配布に関する事項
- (5) 福祉こども総務担当（福祉総務課）
 - 福祉こども対策部関係の被害のとりまとめ、報告に関する事項
- (6) 児童等支援担当（こども家庭課・児童保育課）
 - ア 所管施設との連絡調整及び被害状況の把握並びに災害復旧に関する事項
 - イ 罹災児童等の保護に関する事項
 - ウ 災害時における施設児の安全避難に関する事項
 - エ 安定ヨウ素剤の配布に関する事項
- 8 農林水産対策部
 - (1) 農業対策担当（農政課、農地林務課）
 - ア 農林水産対策部関係の被害のとりまとめ及び報告に関する事項
 - イ 農産物の被害状況調査、報告及び災害対策並びに災害復旧に関する事項
 - ウ 食料（米穀等農畜産物）の供給に関する事項
 - エ 農産物に対する技術応急措置に関する事項
 - オ 農業協同組合等の関係機関との連絡調整に関する事項
 - カ 被害農家等に対する融資のあっせんに関する事項
 - キ 農地、農業用施設の被害調査、報告及び災害復旧に関する事項
 - ク 農畜産物の出荷制限等に関する事項
 - (2) 林業対策担当（農地林務課）
 - ア 被害林業者等に対する融資のあっせんに関する事項
 - イ 林産物の被害状況調査に関する事項
 - ウ 林産物に対する技術応急措置に関する事項
 - エ 林道及び林業関係施設の被害調査、報告及び災害復旧に関する事項
 - (3) 水産業対策担当（水産課）
 - ア 水産物の被害状況調査に関する事項
 - イ 水産物に対する技術応急措置に関する事項
 - ウ 漁港、海岸、堤防の被害状況調査、報告及び災害対策並びに災害復旧に関する事項
 - エ 漁業協同組合等の関係機関との連絡調整に関する事項
 - オ 緊急輸送（漁船）に関する事項
 - カ 被害漁家に対する融資のあっせんに関する事項
 - キ 食料（水産物）の供給に関する事項
 - ク 水産物の出荷制限等に関する事項
- 9 商工観光対策部

(1) 商工対策担当(商工振興課、からっブランド・ふるさと寄附推進課、企業立地課、新エネ

ルギー産業課)

- ア 商工観光対策部関係の被害のとりまとめ、報告に関する事項
- イ バス、トラック等による緊急輸送に関する事項
- ウ 食料の供給に関する事項
- エ 被害中小企業に対する融資のあっせんに関する事項
- オ 緊急必需物資の価格安定及びこれらに係る広報資料の作成に関する事項
- カ 汚染された商品の出荷制限等に関する事項

(2) 観光業対策担当(観光課)

- ア 旅行者等の安否情報に関する事項
- イ 所管施設の被害調査、報告及び災害復旧に関する事項

10 都市整備対策部

(1) 道路河川総務担当(道路河川管理課)

都市整備対策部関係の被害のとりまとめ、報告に関する事項

(2) 雨水対策担当(雨水対策課)

水防管理に関する事項

(3) 道路河川対策担当(第一工務課、第二工務課)

道路、橋梁、河川の被害調査及び災害対策に関する事項

(4) 都市計画対策担当(都市計画課)

- ア 都市ガス事業者への被害調査に関する事項
- イ 市民の安全避難にかかる主要道路(避難道路)の確保に関する事項

(5) 道路河川情報収集担当(みなと振興課、都市計画課、建築住宅課)

- ア 建設業協会との連絡調整及び応援要請に関する事項
- イ 労働力の確保及び供給並びに輸送に関する事項
- ウ 街路樹、街路灯、公園施設等所管施設の被害調査及び報告に関する事項
- エ 土木関係施設の災害復旧に関する事項
- オ 被災家屋等の調査に関する事項
- カ 市営住宅の被害調査、報告及び災害復旧に関する事項
- キ 応急仮設住宅の設置及び住居の斡旋に関する事項

11 ボートレース対策部

(1) ボートレース事業担当(総務管理課、企画宣伝課)

- ア ボートレース対策部関係の被害のとりまとめ、報告に関する事項
- イ 来場者の安全の確保及び救急・救助、避難等に関する事項
- ウ 競走場内施設全般の被害調査及び災害復旧に関する事項
- エ 避難所運営に対する応援に関する事項
- オ 場外発売場の被害調査及び災害復旧に関する事項
- カ 所管施設における避難所の開設及び管理に関する事項
- キ 対策部内業務計画の総合調整及び活動計画に関する事項
- ク 対策部内配備要員の把握に関する事項

1.2 上下水道対策部

- (1) 上水道対策担当（管理課、業務課、管路整備課、施設課、浄水場整備推進室）
 - ア 上下水道対策部の被害の取りまとめ、報告に関する事項
 - イ 断水状況の調査及び報告に関する事項
 - ウ 上水道及び工業用水道施設の災害対策及び災害復旧等に関する事項
 - エ 水源の取水停止及び摂取制限に関する事項
 - オ 上水道の安全に関する事項
 - カ 水道設備の被害調査、安定供給のための応急対策
 - キ 断水地域への応急・派遣給水及び飲料水、生活用水の応急給水に関する事項
 - ク 下水道施設の被害調査、報告及び災害復旧に関する事項
 - ケ 下水道施設の保全及び復旧作業に関する事項
 - コ 飲料水の摂取制限に関する事項
 - サ 緊急時モニタリングへの協力に関する事項
 - シ 住民避難時における公共施設の管理に関する事項

1.3 消防対策部（消防本部）

- (1) 消防担当（消防総務課、予防課、警防課、情報指令課）
 - ア 消防対策部関係の被害のとりまとめ及び報告に関する事項
 - イ 消防相互応援協定による応援に関する事項
 - ウ 住民等の避難誘導に関する事項
- (2) 消防団担当（地域消防課）
 - 消（水）防団に対する出動命令に関する事項
- (3) 救急・救助担当（消防署）
 - ア 災害時における救急・救助及び消火に関する事項等
 - イ 消（水）防活動に関する事項

1.4 教育対策部

- (1) 教育総務担当（教育総務課、教育施設課）
 - ア 教育対策部関係の被害のとりまとめ及び報告に関する事項
 - イ 学校等所管施設の被災状況調査、報告及び災害復旧に関する事項
 - ウ 災害対策についての情報収集に関する事項
 - エ 避難場所の提供及び設営に関する事項
 - オ 避難場所の設備及び収容に係る実施並びに状況報告に関する事項
- (2) 学校教育担当（学校教育課、学校支援課、学校給食課）
 - ア 被災教職員の補充に関する事項
 - イ 学校給食物資の確保に関する事項
 - ウ 教科書の調達及び学用品の供与に関する事項
 - エ 災害時における生徒等の避難に関する事項
 - オ 被災生徒等の授業受入れに関する事項
 - カ 被災生徒等の育英及び奨学に関する事項
 - キ 救援活動に対する生徒等の協力に関する事項
 - ク 被災後における学校教育の指導に関する事項

(3) 文化財・施設管理担当（生涯学習文化財課）

- ア 文化財の被害調査に関する事項
- イ 公民館等所管施設の被害調査及び災害復旧に関する事項
- ウ 各種社会教育団体等の奉仕に関する事項
- エ 所管施設における避難所開設、管理等に関する事項
- オ 住民の避難状況の報告に関する事項

(4) 図書館施設管理担当（近代図書館）

近代図書館施設の被災状況調査、報告及び災害復旧に関する事項

1 5 対策支部（浜玉、巖木、相知、北波多、肥前、鎮西、呼子、七山市民センター）

(1) 地域支援担当（地域支援グループ）

対策支部は、唐津市災害対策本部条例第4条の規定により設置し、所掌事務は、唐津市災害対策本部規程第12条等の規定による他、本庁各対策部の分掌事務に準じ、処理すべき業務を遂行するものとする。

1 6 対策部、対策支部に属さない職員の対応について

議会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、会計課の対策部、対策支部に属さない職員は職員動員を担当する総務対策部の指示により対策部、対策支部を支援する。

1 7 その他

唐津市災害対策本部条例及び同規程の定めるところによる他、細部は、別途定める各種マニュアルによる。

第9節 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保	市（消防本部、危機管理防災課、人事課、地域医療課）、国、県警察、県、原子力事業者、その他防災関係機関
--------------------------------	--

市は、原子力緊急事態応急対策に関わる緊急事態応急対策に従事する者の安全確保を図るものとする。

1 被ばく管理のための連携確保

市は、国、県、県警察及びその他防災関係機関と連携し、緊急事態応急対策に従事する者の安全確保を図るため、それぞれの災害対策本部等と現場指揮者との連携を密にして、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の緊急事態応急対策に従事する者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

2 防護対策

(1) 防災資機材の装備

市は、その管轄する緊急事態応急対策に従事する者が、被ばく又は汚染の可能性のある環境下で活動する場合において、自ら必要と認めた場合又は指示を受けた場合は、

防護服、防護マスク及び線量計等の防災資機材の装備、安定ヨウ素剤の配備等必要な措置をとる。

(2) 防災資機材の調達

市は、防災資機材に不足が生じ又は生じるおそれがある場合は、県に対し、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防災資機材の調達を要請する。

県は、必要に応じ原子力事業者に対し、資機材の貸与、原子力防災要員の派遣等を要請するとともに、関係道府県及び国（緊急事態宣言発出後は、国の原子力災害現地対策本部）に対し、防災資機材の提供等の支援を要請する。

3 緊急事態応急対策に従事する者の放射線防護

(1) 緊急事態応急対策に従事する者の防護指標

市は、緊急事態応急対策に従事する者の被ばく管理について、放射線業務従事者に対する線量限度を放射線防護に係る指標の参考とし、国等の指示・助言等に従い、当該機関がそれぞれの管理を実施する。一方、民間事業者の従業員等については、一般公衆の被ばく線量限度である1 mSv（ミリシーベルト）を管理の目安の基本とし、管理の目安を超えて被ばくすることがないように、雇用主たる民間事業者がその管理を行いつつ、国及び自治体がそれを支援する。

なお、防災活動に係る被ばく線量はできる限り少なくするよう努めるものとし、特に女性については、胎児防護の観点から、適切な配慮を行うものとする。

(2) 市の放射線防護

市（消防本部を含む）は、独自に緊急事態応急対策に従事する者の被ばく管理を行うものとし、被ばく管理班を市災害対策本部に設けるとともに、被ばく管理を行う場所を設定して適切に実施するものとする。また、必要に応じて応急的な除染等の措置を行う。

市被ばく管理班は、必要に応じて県及び防災関係機関に除染等の医療措置を要請する。

(3) 情報交換

市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、オフサイトセンター等において密接に情報交換を行うものとする。

第10節 緊急時モニタリング活動	市（危機管理防災課）、国、原子力事業者、その他モニタリング関係機関、県
-------------------------	-------------------------------------

市は、県が緊急モニタリング本部を設置した場合は、緊急時モニタリングを開始する。緊急時モニタリング活動は、県が定める佐賀県地域防災計画及び別に定める「緊急時環境放射線モニタリング実施要領」に準じる。

1 緊急時モニタリングの体制等

(1) 緊急モニタリングの開始

県に緊急モニタリング本部が設置されると、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立、要員の派遣要請等必要な措置をとるとともに、緊急時モニタリ

ングを開始する。

(2) 県への協力

市は、必要に応じ、県へ環境試料の採取・運搬、空間放射線のモニタリング、可搬型モニタリングポストの設置・起動等緊急時モニタリング活動に関する協力を行うこととする。

(3) 緊急時モニタリング要員の派遣要請依頼等

市は、県からの要請により、緊急時モニタリングを実施するために必要となる要員や、資機材の貸与等に協力するものとする。

2 緊急時モニタリングの実施

(1) 警戒段階のモニタリング

県は、固定観測局当の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行うとともに、平常時モニタリングの強化を行い、緊急時モニタリングの準備を開始する。また、原子力規制委員会との連絡手段の確認等を行い、国による緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備に協力する。

(2) 第1段階のモニタリング

市は、県災害対策本部が設置された場合は、適切な防護対策（避難・屋内退避、飲食物摂取制限、防災関係者の被ばく管理等）に資するため、協力を行うものとする。

3 緊急時モニタリング結果

市は、緊急時モニタリングの結果等を、県災害警戒対策本部又は県災害対策本部等を通じて報告を受け、緊急時モニタリング結果の共有を徹底する。

第11節 退避、屋内退避等の防護措置	県、県警察、市（消防本部、危機管理防災課、関係各課）
---------------------------	----------------------------

県及び市は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、避難、屋内退避等の措置を講じるとともに、食品等の供給対策を実施する。

1 避難、屋内退避等の防災活動の実施

(1) 避難の指示等

ア 県の役割

(ア) 警戒事態発生時

県は、警戒事態発生時には、国の指示又は独自の判断により、施設敷地緊急事態要避難者の避難の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行う。また、県は、国の要請又は独自の判断により、UPZ外の市町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。

(イ) 施設敷地緊急事態発生時

県は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、PAZ区域内における避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うこととともに、施設

敷地緊急事態要避難者に係る避難を行うこととし、玄海町、唐津市に対し、その旨を伝達する。

また、県は、国の要請又は独自の判断により、UPZ区域内における屋内退避の準備を行うこととするとともに、UPZ外の市町村に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請することとする。

(ウ) 緊急事態宣言発出時

県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出し、PAZ内の避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置について指示した場合又は独自の判断により、PAZ内の避難を行うこととし、玄海町及び唐津市に対し、PAZ区域内の住民等に対する避難のための立退きの指示等の連絡・確認等、必要な緊急事態応急対策を実施する。

県は、PAZ区域内における避難の実施に併せ、国の指示又は独自の判断により、唐津市、玄海町及び伊万里市に対し、屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備を行うよう要請するとともに、UPZ外の市町村に対し、PAZ内から避難してきた住民等の受入れやUPZを含む市町が行う防護措置の準備への協力要請並びに必要なに応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

県は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、当該指示を受けた地域を含む市町に対し、住民等に対する屋内退避の指示又は避難指示を行うよう連絡・確認を行う等、必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町と連携し国に要請するものとする。なお、県は避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住居者等に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができるものとする。

県は、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を起因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、県は、国及び関係自治体と綿密な連携を行うものとする。

(エ) OILに基づく避難等

県は、緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示又は独自の判断に基づき、OILの基準値を超え、又は超えるおそれがあると認められる地域がある場合は、当該地域を含む市町に対し、住民等に対する屋内退避の指示又は避難のための立退きの指示等の連絡・確認等、必要な緊急事態応急対策を実施する。

(オ) 国の指示案への意見等

放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、OILに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難等の緊急事態応急対策の実施について、助言等又は指示を行うこととされている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された県は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。また、県は、市町から求めがあっ

た場合には、国による助言以外にも、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

また、県並びに玄海町及び周辺市は、避難・一時移転を実施するに当たり、次の事項について、事前の状況把握等を行うとともに、原子力災害合同対策協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国とそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。

・施設敷地緊急事態要避難者の数及び内訳並びに避難の方針（施設敷地緊急事態の場合）

・PAZ内の避難者の数及び避難の方針（全面緊急事態の場合）

・UPZ内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針（全面緊急事態の場合）

・UPZ内の避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針（全面緊急事態の場合）

・避難ルート、避難先の概要

・移動手段の確保見込み

・その他必要な事項

(カ) 広域避難に係る調整等

県は、あらかじめ避難計画を定めた地域以外の地域において避難が必要になる等、避難計画に定める避難先以外へ避難する必要がある場合には、県有施設の活用、「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づく県外への避難、災害対策基本法に基づく広域一時滞在や都道府県外広域一時滞在等を実施するために必要な調整を行うとともに、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、国の原子力災害対策本部等に対して要請を行う。

(キ) 運送事業者への被災者の運送要請

県は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

(ク) ペットの同行避難

県は、災害時の実態に応じて、市町と連携し、飼い主によるペットとの同行避難を呼びかけるものとする。

イ 市の役割

(ア) 警戒事態発生時

市は、警戒事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難の準備（避難先や輸送手段の確保等）を行う。

(イ) 施設敷地緊急事態発生時

市は、施設敷地緊急事態発生時には、国若しくは県の要請又は独自の判断により、必要に応じPAZ区域内の住民への避難準備情報の発令や輸送手段の確保等、

住民の避難準備を行うとともに、施設敷地緊急事態要避難者に対する避難のための立退きの指示等を行う。

市は、国若しくは県の指示又は独自の判断により、UPZ区域内の屋内退避の準備を行う。

(ウ) 緊急事態宣言発出時

市は、全面緊急事態に至ったことにより内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出し、PAZ内の避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置について指示した場合は、国若しくは県の指示又は独自の判断により、PAZ区域内の避難を行うこととし、PAZ区域内の住民等に対する避難指示を行う等、必要な緊急事態応急対策を実施する。

市は、PAZ区域内における避難の実施に併せ、国若しくは県の指示又は独自の判断により、UPZ区域内の住民等に対し、屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備を行うよう伝達する。

事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、当該指示を受けた地域を含む市は、当該地域の住民等に対する屋内退避の指示又は避難指示等を行う等、必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携して国に要請するものとする。なお、市は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民等に対し、屋内での退避等の避難行動を指示することができるものとする。

市は、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を起因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、市は、国及び関係地方公共団体と綿密な連携を行うものとする。

(エ) OILに基づく避難等

市は、緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示若しくは県の指示又は独自の判断に基づき、OILの基準値を超え、又は超えるおそれのあると認められる地域がある場合は、当該地域の住民等に対する屋内退避の指示又は避難のための立退き指示等を行う等、必要な緊急事態応急対策を実施する。

(オ) 国の指示案への意見等

放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、OILに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難等の緊急事態応急対策の実施について、助言等又は指示を行うこととされている。市長は、国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された場合には、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。また、市は原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部及び関係地方公共団体と、UPZ内の一時移転等の対象地域や対象者の数を含む一時移転等の実施方針について、相互に協力して作成する。なお、防護措置の実施方針については、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態においても、同様に作成する。

(カ) 避難に係る調整等

市は、避難指示等を行った場合、避難先となる指定避難所に職員を派遣し、受入市町及び避難した住民等との連絡調整を行う。受入市町は、避難を受け入れる場合、市の避難計画に定める指定避難所を提供し、指定避難所において市の職員の補助を行うなど、必要な協力を行う。

ウ その他

PAZ区域内や離島等において、避難が遅れた住民等や早期の避難が困難である住民等については、気密性を確保する等の放射線防護対策に配慮した施設等に一時的に屋内退避を行うものとする。

屋内退避の指示を行った地域について、退避の時間が長期に及ぶ又はそのおそれがある等必要と認められた場合、県は国、市と調整のうえ、国の指示又は独自の判断に基づいて、市に対して避難指示等を行うよう連絡又は指示を行うものとし、市は国及び県と調整のうえ、国の指示若しくは県からの指示又は独自の判断に基づいて、当該地域の住民等に対して避難のための立退き指示等を行う。

(2) 情報の提供

市は、県、県警察及びその他防災関係機関と協力し避難誘導時において、住民等に向けて、避難所や避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果その他の避難に資する情報の提供に努める。

(3) 避難状況の確認

市は、避難指示等を行った場合は、避難所における確認等により住民の避難状況の確認を行うものとする。

なお、避難は努めて放射性物質の放出前に完了することを目指すものとする。

市は、避難状況の確実な把握のため、住民等に対し、指定した避難所以外に避難した場合等に、市災害対策本部に居場所と連絡先を連絡することについて周知を図るものとする。

2 避難の際の住民に対する避難退域時検査の実施

市は、県及び原子力事業者と連携し、国及びその他の市町の協力を得ながら、指定公共機関の支援のもと、住民等がUPZ区域外へ避難した後に、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員並びに携行物品を含む。ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民を除く。）の避難退域時検査及び検査結果に応じたOILに基づく簡易除染（着替え、拭き取り）等を行うものとする。

《参考》避難等に関するOIL

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ※1	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率) ※2	数時間をめどに区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)

	OIL 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばく防止するため、除染を講ずるための基準	β 線：40,000cpm※3 (皮膚からの数cmでの検出器の係数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施
			β 線：13,000cpm※4 【1か月後の値】 (皮膚からの数cmでの検出器の係数率)	
早期防護措置	OIL 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準※5	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) ※2	1日内をめどに区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施 ※5

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

(出典：原子力災害対策指針 表3)

《参考》

【屋内退避】

- 1 屋内退避は、建家の有する遮蔽^{しゃへい}効果と、建家の気密性を高めて屋内への放射性物質の侵入の防止を図る等の処置により、防護対策上有効な方法である。
- 2 放射性物質が既に放出、拡散していることが予想される場合（予測線量が不明な場合を含む）、予測線量があまり高くない場合、放射性物質が既に放出、拡散されたが、一過性の放出であり既に放出が停止し終息に向かう場合等に行う。
- 3 屋内退避が長期に渡ることが予想される場合には、気密性の低下等を考慮し避難の実施を検討する。
- 4 屋内退避は、原則として、住民が自宅内にとどまるものとする。

5 市は、防護対策地区内の戸外にいる住民等に対し、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示する。

【コンクリート屋内退避】

1 コンクリート屋内退避は、コンクリート建家の有する遮蔽^{しゃへい}効果による外部全身被ばくの低減及び建家の気密性による内部被ばく等の低減が相当期待できる防護対策である。

2 予測線量が比較的高い場合で、かつ避難する時間的余裕がなかったり、コンクリート建家に滞在しているなどの状況により、より大きな被ばく低減を期待して行う。

【避難】

1 防護対策の中でも、避難は、放射性物質の大量放出前に実施することが可能な場合においては、被ばくの低減化の効果が最も大きい防護対策である。

2 放射性物質の長期間放出が予想され、しかも避難によらなければ相当な被ばくを避け得ない場合等に行う。

3 住民避難の優先順は、被ばくの影響度の大きさを考慮し、乳幼児、妊産婦、子供等を第1優先とする。

3 安定ヨウ素剤の配布及び服用

県は、原子力災害対策指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の服用の効果等について、住民へ日頃から周知徹底に努めるものとする。また、原子力規制委員会の判断に基づく国の指示又は独自の判断により、安定ヨウ素剤の服用が必要となった場合は、避難対象区域を含む市町、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で、住民の安全のため、住民等に対する服用指示、医師・薬剤師の確保等その他必要な措置の確保に努めるものとする。

市は、安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合又は独自の判断により、あらかじめ定められた配布計画に基づいて安定ヨウ素剤を住民に速やかに配布し、服用を指示するとともに、県と連携してアレルギー等への対処体制の確保に努めるものとする。

【事前配布された安定ヨウ素剤の服用指示】

(1) 安定ヨウ素剤が事前配布されたP A Z内の住民等に対しては、原子力緊急事態宣言が発出された時点で、直ちに、安定ヨウ素剤の服用指示が原子力規制委員会の判断に基づき、国の原子力災害対策本部又は地方公共団体から出される。

(2) 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、国の原子力災害対策本部の指示に基づき、または独自の判断により、住民等に対し、安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。

【緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示】

(3) 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、国の原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示することとされている。

(4) 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、または独自の判断により、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。ただし、時間的制約等により、医師を立ち合わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行うものとする。

《参考》

1 放射性ヨウ素を吸入等により体内に取り込むと、放射性ヨウ素は、甲状腺に集積し、甲状腺が被ばくする。

大気中の放射性ヨウ素の濃度が高くなり、これを体内に取り込むおそれのある場合は、安定ヨウ素剤を予防服用し、放射性ヨウ素が甲状腺に集積するのを抑制する。

2 安定ヨウ素剤の予防服用は、甲状腺以外の臓器への内部被ばくや、希ガス等による外部被ばくに対しては、放射線の影響を防護する効果は全くない。

3 安定ヨウ素剤の予防服用は、放射性ヨウ素が摂取される24時間前から直後が最も効果的(90%以上抑制)であるが、放射性ヨウ素の吸入8時間後に服用しても相当の抑制効果(40%程度)があり、その効果は少なくとも1日は持続する。

4 避難及びその指示等の実効を上げるための措置

(1) 避難方法

避難は原則自家用車両を利用するものとし、自家用車両により避難が困難な住民については、近所の方との乗り合いによる自家用車避難を行うか、集合場所に参集し市等が保有する車両により避難を行う。これらの手段でも避難手段が不足する場合には、県が市からの依頼に基づきバス・タクシー協会・自衛隊等に要請し手配した車両により避難を行うものとする。

避難所の駐車スペースは、避難所に併設する運動場等の駐車スペースをまずは利用することとし、不足する場合には、近隣のグラウンド等を利用するものとする。

(2) 避難誘導等

避難住民の受入を行う市町は、主要避難経路から避難所への進入路に誘導員を配置する等、避難が円滑に実施されるための協力を行う。

(3) 離島における避難

市は、離島の住民の避難に当たっては、船舶等の輸送手段の確保に努める。

県は、移動手段が不足する場合は、市からの要請を受け、県有船舶の提供、防災関係機関への協力要請等の措置を講じ、輸送手段の調達、あっせんに努める。

(4) 警戒区域設定による立入制限等

市は、避難指示等を行った区域について、必要に応じ警戒区域を設定して、当該区域への立入を制限するなど、指示等の実効を上げるために必要な措置をとる。

県警察は、市長等が避難指示等を行った区域から、円滑に住民の移動が行われるよう交通規制及び交通整理・誘導を実施するとともに、区域外部からの車両等の進入を制限する。

県は、市長等が避難指示等を行った区域に、外部から車両等が進入しないようにするために、必要な措置をとるよう関係機関に要請する。

(5) 避難者の避難先での被ばくを避けるための措置

県、市及び県内のその他市町は連携して、避難指示等が行われた区域の住民が避難することとされている避難所のモニタリングを実施するものとする。

このモニタリングにおいて、0IL2を超える空間放射線率が測定された場合には、市又は県は、あらかじめ確保した再移転先とできる施設を当該避難所において指示するものとする。

(6) 感染症の流行下での防護措置

市は、感染症の流行下で災害時において、避難を行う必要があり、その避難に猶予がある場合、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。具体的には、避難元（一時集合場所等）、避難の過程（避難車両等）、避難先（避難所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者（疑いを含む）とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

ただし、災害時は差し迫った危機から命を守ることが最優先であり、その避難に猶予がなく、身体・生命に危機が迫った場合は、感染症の流行下にあっても、躊躇なく避難を行うものとする。

《参考》

【感染症対策】

- 1 避難や一時移転等の前に検温等の健康確認を実施すること、避難等に際してマスクを着用すること、一定の距離を保つこと、無用な会話や密を避けられない場所での飲食は控えるなどの必要な感染症対策を、あらかじめ住民へ広報する。感染の疑いがある場合には、保健所等へ連絡するよう、あらかじめ住民へ広報する。また、緊急事態応急対策に従事する者自身の健康管理に十分配慮する。
- 2 (1) 一時集合場所においては、十分な間隔を確保できる広い場所や風通しの良い場所に受付を設置する、集合時間帯を分ける、受付に要する時間をできるだけ短くするなど、密閉・密集・密接（以下「3つの密」という。）を避ける。全面緊急事態（GE）に至った以降は、必要な防護措置を実施し、受付を施設内に移動するなど、放射性物質の放出に備える。受付では、マスク着用確認、手指消毒、健康確認を実施する。
 (2) 濃厚接触者、発熱・咳等のある者、それ以外の者を可能な限り分ける。別部屋で隔離できない場合は、同部屋で十分な間隔を確保する、間仕切り等を設置するなど、感染防止に努める。全面緊急事態（GE）に至った後は、放射性物質による被ばくを避ける観点から、扉や窓の開放等による換気は行わないことを基本とする。ただし、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、30分に1回程度、数分間窓を全開にする等の換気を行うよう努める。
- 3 (1) 車両を用いて広域避難を行う際、健康確認の結果に基づき、濃厚接触者、発熱・咳等のある者、それ以外の者がそれぞれ混在して乗車しないよう、可能な限り車両を分ける。その際、追加で車両が必要となる場合には、車両の調整等を実施する。マスク着用の確認及び手指消毒を実施する。濃厚接触者、発熱・咳等のある者を輸送する場合には、可能な限り、乗車人数を抑え、ビニールシート等で区切り個々人を隔離するなど、感染予防に努める。家族や同一施設入所者等については、隣接した席に着座させるなど、まとまって着座できるよう、可能な限り配慮する。乗務員と住民との距離を可能な限り離す。車内においては、座席を空けるなど、可能な限り3つの密を避けることが望ましい。
 (2) 全面緊急事態（GE）以降、バスや福祉車両で避難する場合、十分な間隔の確保、マスク着用、無用な会話や密を避けられない場所での飲食を控えるなどを徹底するとともに、放射性物質による被ばくを避ける観点から、窓の開放等による換気は行わないことを基本とする。ただし、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、30分に1回程度、数分間窓を全開にする等の換気を行うよう努める。濃厚接触者が乗車する車両、発熱・咳等のある者が乗車する車両の場合は、更に換気の頻度を増やすよう配慮する。全面緊急事態（GE）以降に、自家用車で避難する場合には、放射性物質が放出される事態に備え、UPZ内を越えるまで、窓を閉める等を行い、原則換気は行わない。
- 4 (1) 安定ヨウ素剤の緊急配布場所における対応においては、十分な間隔を確保できる広い場所での配布や、配布時間帯を分ける、配布に要する時間をできるだけ短くする、車両内配布やドライブスルー方式での配布などの方法を採用し、3つの密を避ける。
 (2) 屋内退避等の指示が出されている区域内において、屋内で配布する場合は、放射性物質に

よる被ばくを避ける観点から、窓や扉の開放等による換気は行わないことを基本とする。ただし、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、30分に1回程度、数分間窓を全開にする等の換気を行うよう努める。接触機会を減らすため、安定ヨウ素剤等を配布する緊急事態応急対策に従事する者を可能な限り限定する。

(3) 安定ヨウ素剤の服用にかかる注意事項等が記載された資料を配布する、ポイントを絞って簡潔に説明を行う、妊婦・授乳婦及び40歳未満の者への配布を優先し緊急配布場所に集まる者を減らすなど、3つの密を避けるよう努める。

5 (1) 避難退域時検査(住民検査)及び簡易除染については、バックグラウンド値等に配慮しつつ、テント運営等により屋外での実施が可能な会場や十分に換気が可能な会場を優先して選定する、検査等の順番を待つ住民が待合スペース等に滞留しないようにするなど、3つの密を避ける。

(2) 住民検査を実施する場合は、健康確認の結果を踏まえ、誘導員の指示により、濃厚接触者、発熱・咳等のある者、その他の者の降車する順番を調整し検査等のタイミングをずらす、検査レーンを分けるなど、3つの密を避けること。なお、乗員の代表者に対する指定箇所検査は、代表者が車に乗った状態で「車両確認検査及び簡易除染チーム」が行うことも可能であり、住民指定箇所検査の際に人を集めないよう工夫することにより、3つの密を避けることもできる。

6 (1) 放射線防護施設において屋内退避を行う場合、全面緊急事態(GE)に至った後は、扉や窓の開放等による換気は行わず、放射線防護設備(陽圧化装置)を起動するなど、放射性物質の放出に備える。UPZ内の自宅や親戚宅で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わない。UPZの医療機関や社会福祉施設等で行い退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避ける観点から、扉や窓の開放等による換気は行わないことを基本とする。ただし、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、30分に1回程度、数分間窓を全開にする等の換気を行うよう努める。自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合にも同様の対応を行うとともに、密集を避け、極力分散して退避する。

(2) 感染リスクを避けるため、必要に応じ、UPZ外のホテルや旅館等を避難所とすることを検討する。

(3) 十分な間隔を確保できる広い場所に受付を設置するなど、3つの密を避ける。マスク着用確認、手指消毒及び健康確認を実施し、その結果に基づき、濃厚接触者、発熱・咳等のある者、それ以外の者でそれぞれ滞在スペースや動線を分ける。なお、濃厚接触者は可能な限り個室とし、発熱者等の感染の疑いのある者は可能な限り個室にすることが望ましい。やむを得ず、濃厚接触者同士、あるいは発熱・咳等のある者同士を同室とする場合は、十分な間隔を確保する、間仕切り等を設置するなどの工夫をし、飛沫感染の防止に努める。家族や同一施設の入居者等、普段から行動を同一にする者がまとまって配置されるよう配慮する。

5 要配慮者への配慮

市は、避難誘導、避難所での生活に関して、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援の実施、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に対する情報の提供や生活環境について、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の活用や避難所のバリアフリー化等、十分配慮するものとする。

6 飲食物、生活必需品等の供給

市は、避難指示等を行い、避難所等の住民のために飲食物、生活必需品等の提供が必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給(貸)与、事業者等への物資の調達要請等を行うとともに、それでも不足すると認めた場合は、物資調達・輸送調達等システムを

活用し、県に対し、飲食物、生活必需品等の調達を要請する。その際、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

県は、市から、避難所等において必要な飲食物、生活必需品等の調達等の協力要請を受けた場合、又は状況等から自ら判断して必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、関係業者等への物資の調達要請等を行う。

また、県単独での物資の調達が困難と判断した場合、物資調達・輸送調達等システムにより国に対して要請を行えるよう体制を整備する。

なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意し、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

県及び市は、平時から訓練等を通じて物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、協定を締結した関係団体や民間企業等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

<p>第12節 医療活動等</p>	<p>市（地域医療課、関係各課）、国、独立行政法人国立病院機構、玄海町、関係周辺市、その他市町、消防機関、原子力事業者、日本赤十字社佐賀県支部、県医師会、関係郡市医師会、その他防災関係機関、県</p>
--------------------------	--

市は県、自衛隊、原子力事業者等防災関係機関と連携し、その役割に応じて医療活動を実施する。

なお、医療活動は、この計画に定めるもののほか、別に定める「原子力災害医療対応マニュアル」を基本に実施する。

1 組織等

(1) 緊急医療本部の設置

県は、災害対策本部内の保健医療調整本部に緊急医療本部を設置するとともに、国に対し専門家の派遣を要請する。

(2) 緊急医療本部の組織及び業務

緊急医療本部は、県健康福祉部等の職員で組織する。その業務は、原子力災害医療派遣チームからの指導・助言を受けつつ、原子力災害医療調整官の指示に基づいて医療活動を統括し、かつ、災害対策本部に対して、医療に関する助言を行う。

また、緊急医療本部は、関係行政機関、関係医療施設等の職員で構成する汚染検査班、医療救護班、健康管理班を避難所等に派遣し、医療救護所を設置する。

各班の所掌事務は次のとおり

ア 汚染検査班

- (ア) 放射線被ばく及び放射能汚染に関する検査に関すること
- (イ) 除染の必要性の判断に関すること

(ウ) 簡易な除染に関すること

イ 医療救護班

(ア) 問診等による身体的異常の確認に関すること

(イ) 放射線被ばく、放射能汚染及び緊急時の混乱等により生じた一般的傷病者等に関する応急措置に関すること。

診断の結果、入院治療を要する者がある場合、医療救護班の責任者は、直ちに医療機関への緊急輸送の措置をとるよう当該市町に指示する。

ウ 健康管理班

避難所等における住民の健康管理に関すること

(3) 原子力災害医療活動

ア 初期被ばく医療活動

主要な避難経路上に医療救護所を設けることとし、当該医療救護所において、避難住民等を対象に汚染検査班、医療救護班及び健康管理班が所要の措置を行う。

原子力事業所内の医療施設では、被ばく患者等が発生した場合、独自に定める応急処置体制に基づき、適切に対応する。

また、初期被ばく医療機関で対応できない場合は、搬送機関と連携し、二次被ばく医療機関へ搬送する。

イ 二次被ばく医療活動

唐津赤十字病院及び地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館は、搬送された被ばく患者に対し、以下の診療を行う。

(ア) 全身の除染

(イ) 汚染創傷の治療

(ウ) 汚染状況及び被ばく線量の測定

(エ) 局所被ばく患者、高線量被ばく患者等の治療

二次被ばく医療は高度の専門性が要求されるため、必要に応じ、国から派遣される原子力災害医療派遣チームの指導・助言を受けて行う。

また、唐津赤十字病院及び地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館で対応できない場合は、搬送機関と連携し、高度被ばく医療支援センター等へ搬送する。

ウ 三次被ばく医療活動

二次被ばく医療の結果、さらに放射線被ばくによる障害の専門的治療が必要とされる高線量被ばく患者や重篤な内部被ばく患者等については、高度被ばく医療支援センター又はこれに準ずる医療機関に搬送し、専門の治療を行う。

2 医療従事者の派遣要請等

県は、医療救護活動、避難退域時検査等の実施のため、必要と認める場合は、災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人佐賀大学医学部附属病院、市町立病院、県医師会及び関係郡市医師会等に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請する。

3 高度被ばく医療支援センター等への搬送

県は、医療機関や消防機関等から被ばく患者の高度被ばく医療支援センター等への

搬送について要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、消防庁、自衛隊等に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請する。必要に応じて県消防防災ヘリコプターにて搬送する。

4 市及びその他の周辺市町の医療対策

市、玄海町、関係周辺市、その他市町、県医師会及び関係郡市医師会は、避難所等における住民の健康管理に配慮するとともに、県が行う避難退域時検査等の原子力災害医療に協力する。

<p>第13節 学校等、病院等医療機関、社会福祉施設等における避難等</p>	<p>市（地域医療課、こども家庭課、児童保育課、高齢者支援課、介護保険課、地域包括ケア推進課、障がい者支援課、関係各課）、学校等、国立・私立の学校等の設置者等、病院等医療機関・社会福祉施設・不特定多数の者が利用する特定施設等の管理者、県</p>
---	--

学校等、病院等医療機関、社会福祉施設、不特定多数の者が利用する施設等においては、あらかじめ避難所、避難経路、誘導責任者及び避難方法等について作成した避難計画に基づき、避難のための立退きの指示等があった場合には、迅速かつ安全に避難を実施する。

なお、避難の実施に当たっては、以下の点に留意するものとする。

- ・ P A Z 内については、E A L に基づき、施設敷地内緊急事態が発生した段階で施設敷地内緊急事態要避難者の避難等を行うとともに、内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出した段階で、住民等の避難等を行うこととしている。
- ・ U P Z 内については、E A L に基づき、内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出した段階で屋内退避を行うとともに、O I L に基づき、緊急時モニタリングの結果等を踏まえ、避難等を行うこととしている。
- ・ P A Z 内や離島等において、避難が遅れた住民等や早期の避難が困難である住民等については、気密性を確保する等の放射線防護対策に配慮した施設等に一時的に屋内退避を行うこととしている。

1 学校等

学校等は、生徒等の在校時に、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。

生徒等を避難させた場合は、教育委員会に対し、速やかにその旨連絡する。

他の国立、私立の学校も、これに準じるものとするが、連絡先は、県及び関係機関とする。

2 病院等医療機関

病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ

転院させたいえ、県及び所在する市町に対し速やかにその旨連絡する。

避難誘導に当たっては、担送患者と独歩患者とに区分し、重症者、老幼婦女を優先して行う。

必要に応じて、他の医療機関等に対し、応援を要請する。

県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、県医師会及び関係郡市医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整する。また、県内の医療機関では転院に対処できない場合は、近隣県及び国に対し、受入れ協力を要請する。

3 社会福祉施設

社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させたいえ、県及び所在する市町に対し速やかにその旨連絡する。

県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、近隣県に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行う。

4 不特定多数の者が利用する特定施設等

不特定多数の者が利用する特定施設等は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設職員の指示のもと、迅速かつ安全に利用者を避難させ、その他適切な措置を講じる。

第14節 行政機関、学校等の退避	市（関係各課）、学校等、避難計画策定市町、その他防災関係機関、県
-------------------------	----------------------------------

市は、庁舎や学校等の所在地が避難指示等を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。

なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。私立の学校等においても、同様に退避を実施する。

市は、行政機関や学校等の退避にあたり、防災対策に必要な資機材が当該庁舎や学校等に置かれている場合は、防災関係機関へ協力を要請し、当該資機材を佐賀土木事務所へ搬送するものとする。なお、放射性物質放出後は、搬送を中止する。

市は、あらかじめ定めた業務継続計画（BCP）に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施する。なお、市は、区域内の一部が避難指示等を受けた地域に含まれ、かつ庁舎等が当該地域に含まれる場合、当該指示等を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続する等、当該指示等を受けていない地域における行政サービスを維持するものとする。

第15節 飲料水、飲食物の摂取制限等	市（農林水産部、上下水道局）、国、農協・漁協等の関係機関、県
---------------------------	--------------------------------

1 飲料水、飲食物の摂取制限

市は、国の指示、要請又は県の指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を講じる。

県及び市は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の放射性核種濃度測定及び必要な摂取制限等の措置の内容について、住民への周知徹底及び注意喚起に努める。

2 農林畜水産物の採取及び出荷・移動制限

市は、原子力規制委員会の指導・助言を踏まえた県の指示等に基づき、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に県からの指示内容について周知するとともに、次の措置を講じるよう指示する。

- (1) 農作物の作付け制限
- (2) 農林畜水産物等の採取、漁獲の禁止
- (3) 農林畜水産物等の出荷・移動制限
- (4) 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の施用・使用・生産・流通制限
- (5) その他必要な措置

市は、農林畜水産物等の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に対し、県からの前記指示内容について周知するとともに、措置を講じるよう指示する。

市は、上記の措置の内容について、住民への周知徹底及び注意喚起に努める。

市は、県及び県内の市町と協力し、制限物品が流通した場合に住民等から通報を受け体制を整備するとともに、必要に応じて、店頭等において制限物品が流通していないか調査を行う。

3 飲料水、飲食物の供給

市は、飲食物の摂取制限等の措置を指示したときは、必要に応じて市地域防災計画に基づいて、住民への応急給水等の措置を講じる。

県は、飲食物の摂取制限等の措置を市に指示した場合において、市から支援の要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、地域防災計画 第2編 風水害対策及び第3編 震災対策に基づいて、市の措置が円滑に実施されるよう必要な措置を講じる。

第16節 緊急輸送活動	市（消防本部、関係各課）、国、県警察、道路管理者、その他防災関係機関、県
--------------------	--------------------------------------

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

市は、県、県警察、消防機関及びその他防災関係機関と連携し、緊急輸送の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、次の順位を原則として調整するものとする。

第1順位 救急・救助活動に必要な輸送、少人数の緊急事態応急対策方針決定会議メンバー

- 第2順位 避難者の輸送（P A Zなど緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握、進展予測のための専門家・資機材の輸送
- 第3順位 災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
- 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他災害応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

- ア 避難者、負傷者等
- イ 救急・救助活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- ウ 災害応急対策要員（国現地対策本部要員、合同対策協議会構成員、県現地災害対策本部要員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要な資機材
- エ コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
- オ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- カ その他緊急に輸送を必要とするもの。

(3) 緊急輸送体制の確立

ア 緊急輸送活動の実施

市は、県及び防災関係機関と連携し、輸送の優先順位、輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送活動を実施する。

イ 輸送手段の確保

市、防災関係機関は、自ら保有する車両等を使用し、又は供給可能な関係業者等から調達し、緊急輸送を行うのに必要な車両等の輸送手段を確保する。

必要な輸送手段を確保できない場合は、県に対して、その調達又はあつせんを要請する。

ウ 合同対策協議会での応援要請

市及び県は、前記イによっても人員、車両等が不足するときは、合同対策協議会の場において、人員及び車両等の確保に関する支援を要請する。

第17節 救急・救助及び消火活動	市（消防本部、関係各課）、国、県警察、原子力事業者、その他防災関係機関、県
-------------------------	---------------------------------------

1 救急・救助活動

(1) 救急・救助活動の実施

市は、救助すべき者の把握に努め、その他防災関係機関との連携のもとに救助活動を行う。

市は、傷病者が発生した場合は迅速に医療機関に搬送する。

(2) 応援の要請

市は、災害の状況等から必要と認められる場合は、県に応援を要請する。

(3) 消防庁、自衛隊等への応援要請

県は、救急・救助活動について応援要請があったとき、又は自ら災害の状況等から必要と認められるときは、次の事項を明らかにして、消防庁及び自衛隊等に対して応援を要請するとともに、その結果を要請した関係周辺市町に連絡する。

この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

- ア 災害の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間
- イ 応援要請を行う救助・救急活動の種別と人員
- ウ 関係周辺市町への進入経路及び集結（待機）場所

第18節 住民等への的確な情報伝達活動	市（危機管理防災課、広聴広報課、関係各課）、 国、原子力事業者、その他防災関係機関、県
----------------------------	--

県及び市は、住民等に災害情報を提供するため、防災行政無線や広報車等あらゆる手段でその周知徹底に努めるとともに、住民の問い合わせに対応するため相談窓口を設置する。

1 住民等への情報伝達活動

(1) 住民等への広報

県及び市は、住民等への情報提供を図るため、次の方法等あらゆる手段を用いて情報提供活動を実施する。

- ア 市防災行政無線、防災ラジオ
- イ 広報車
- ウ 船艇、航空機（拡声器、垂れ幕等）
- エ テレビ、ラジオの放送
- オ 携帯電話のメール（唐津市情報メール、緊急速報メールサービス等）
- カ スマートフォンアプリ（防災ネットあんあん）
- キ その他実情に即した方法（ファクシミリ、市ホームページ、唐津市公式LINE（ライン）等）

海上保安部は、船舶等への航行警報を行うとともに、巡視船艇により周知を図るものとする。

(2) 実施方法

情報提供活動を実施するに当たっては、次のことに配慮する。

- ア 情報提供に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ例文を準備し、専門用語や曖昧表現は避けるなど、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。
- イ 繰り返し広報するなど、情報の空白時間が生じないように定期的な情報提供に努める。
- ウ 速やかな情報提供に努めるとともに、情報提供に当たっては、得られている情報と得られていない情報を明確に区別して説明するよう努める。
- エ 各防災関係機関は相互に連携し、情報の一元化を図る。

オ 被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

(3) 広報内容及び要配慮者への配慮

市は、住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果等）、農林畜水産物の放射性核種濃度測定の結果及び出荷制限等の状況、安否情報、医療機関などの情報、県等が講じている対策に関する情報、交通規制、避難経路、避難所など住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。

(4) 広報内容の確認

市は、合同対策協議会での協議を踏まえ、十分に内容を確認した上で住民に対する情報の公表及び広報活動を行うものとする。

また、発表内容や時期については、国の原子力災害現地対策本部、指定行政機関及び公共機関等と相互に連絡を取り合うものとする。

2 誤情報の拡散への対処

市は、インターネット等の情報を注視し、誤情報の拡散が発生した場合は公式見解をいち早く発表する等、誤情報の拡散抑制に努める。

3 住民等からの問い合わせに対する対応

(1) 市は、速やかに住民等からの問い合わせに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立する。当該窓口は、事故の状況を考慮し、必要に応じて24時間受付体制等の対応を実施する。

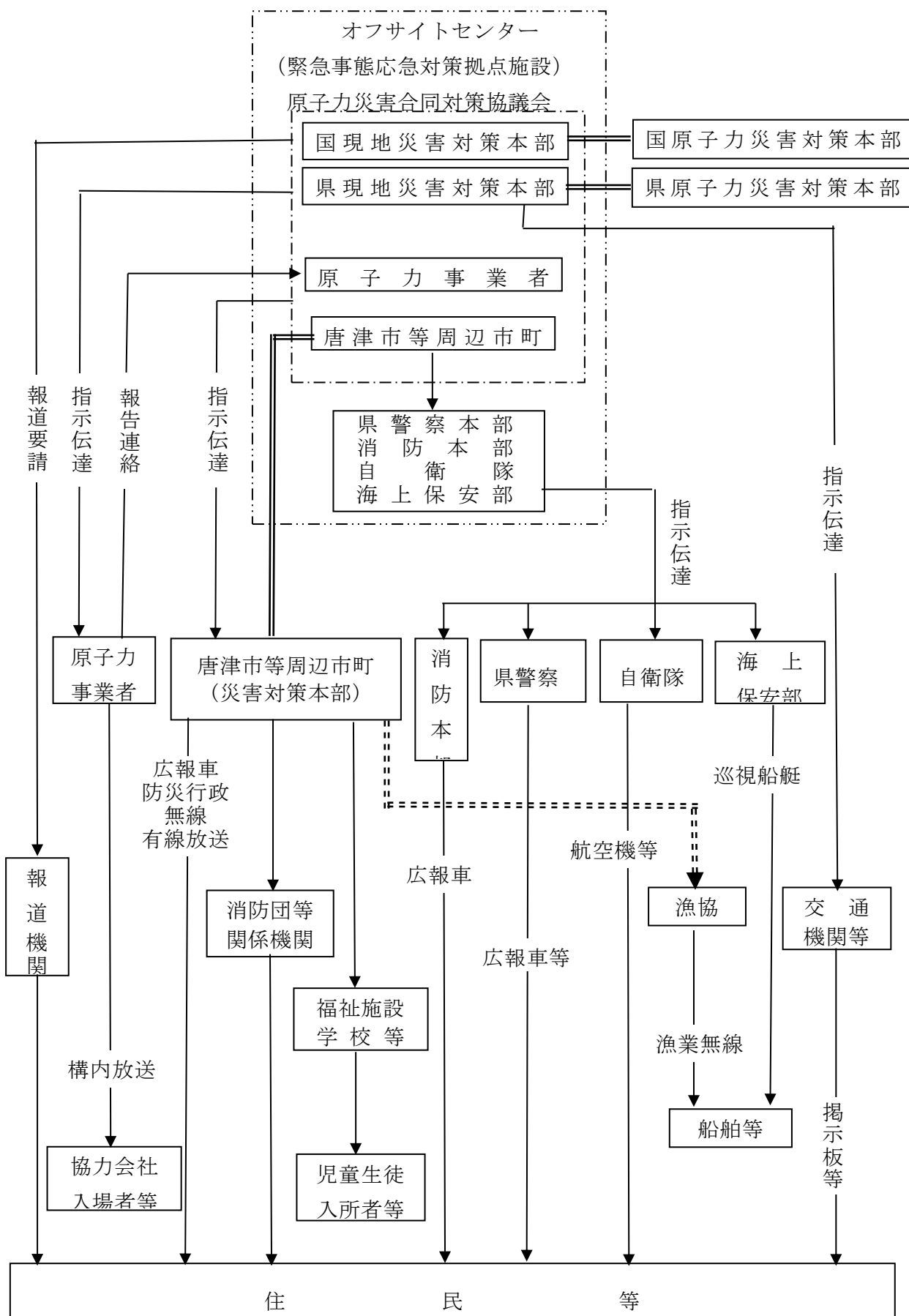
また、市は、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

市は、国及び原子力事業者の協力を得ながら、状況に応じた質疑応答集を作成し、住民相談窓口に備え置くよう努めるものとする。

(2) 市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがあるもの等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

● 「住民等に対する指示伝達・情報提供の系統図」（73ページ）

【住民等に対する指示伝達・情報提供の系統図】



第19節 文教対策計画	市（関係各課）、学校等、その他市町、国立・私立の学校等の設置者等、県
--------------------	------------------------------------

学校等は、原子力災害における生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の復旧、応急教育の円滑な実施を図り、学校教育の早期回復に努める。

1 生徒等の安全確保措置

(1) 臨時休業等の措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休業等の措置を行うものとする。

(2) 登下校での措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、危険区域の把握を行ったうえで、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行う。

(3) 屋外活動制限等の措置

学校等は、原子力災害の発生に伴い必要となった場合は、校庭・園庭等での屋外活動制限等の措置をとるものとする。

2 学校施設の応急復旧

(1) 被害状況の把握、連絡

公立の学校等は、原子力災害発生後、学校施設の汚染状況についての調査を、設置者に対し依頼する。

他の国立、私立の学校等の設置者等は、学校施設の汚染状況について調査し、その調査結果を市に報告する。

(2) 応急復旧

市は、公立の学校等やその通学路等の汚染状況を調査し、学校運営に著しく支障となる場合及び汚染の拡大が予測される場合は、早急に、関係機関と連携し、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に努める。

国立、私立の学校等の設置者等も同様に、必要に応じて、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に努める。

3 応急教育の実施

学校等並びに県、市及び国立、私立の学校等の設置者等は、原子力災害により、学校施設が被災した場合又は避難所として被災者が避難してきた場合にも、次により応急教育を実施する。

避難者を収容していても、できるだけ早く授業再開ができるよう努める。

(1) 応急教育の実施場所

第1順位 地域内の小・中学校及び高等学校

第2順位 地域内の幼稚園、公民館、集会場等の公共施設

第3順位 地域外の学校又は公民館等の公共施設

第4順位 応急仮校舎の建設

(2) 応急教育の方法

ア 生徒等、保護者、教職員、学校施設等（設備を含む）及び通学路の被害状況を把握する。

- イ 教職員を動員し、授業再開に努める。
- ウ 応急教育の開始時期及び方法を、生徒等及び保護者に周知徹底する。
- エ 生徒等を一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は他の施設を利用した分散授業の実施に努める。
- オ 生徒等の在校時及び登下校時の安全の確保に努める。

(3) 教職員の確保

県、市及び国立、私立の学校等の設置者等は、原子力災害による教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障がある場合は、学校間の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用等により教職員の確保に努める。

(4) 学用品の調達、給与

ア 教科書

- (ア) 県は、被災のため補給を要する教科書については、災害救助法に基づく給与であると否かを問わず、教科書名、被害冊数等を学校ごとに調査し、県全体分をまとめ、補給を要すると認められる教科書の冊数等を教科書特約供給所に指示する。また、このことを文部科学省に対し、報告する。
- (イ) 災害救助法に基づく教科書の給与は、住家の被害等により教科書をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む）に対して行うものであり、児童生徒の学習に支障を生じないように迅速に行う。

イ 教科書以外の学用品等

災害救助法が適用された地域で、住家の被害等により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に対して、必要な学用品を支給する。

《支給の対象となる学用品》

○ 教材

当該小・中学校において有効適切なものとして使用されている教科書以外の教材（準教科書、ワークブック等）で教育委員会に届出又は承認を受けているもの。

ただし、公立小・中学校以外の小・中学校については、公立小・中学校が使用している教材に準じる。

○ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、定規類

○ 通学用品

靴、傘、長靴類

○ その他学用品

運動靴、体育着、楽器・裁縫用具・工作用具（各科目必需品）

(5) 給食

学校等は、学校給食用物資の補給に支障がある場合、県又は市、国立、私立の学校等の設置者等と連絡をとり、必要な措置を講じる。

学校給食施設が避難者炊き出し用に利用される場合は、調整を円滑に行い、給食の

実施に努める。

(6) 保健衛生の確保

学校等は、県、市と連携し、必要に応じ、学校施設内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等を講じる。

また、必要に応じ、被災生徒等に対し、健康診断、心の相談を実施し、保健衛生の確保に努める。

第20節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策	市（関係各課）、国、県警察、原子力事業者、県
--	------------------------

1 原子力事業者等

(1) 原子力防災管理者は、核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として、国（安全規制担当省庁、文部科学省、内閣府）、県、事故発生場所を所管する市、県警察、消防機関、海上保安部など関係機関に文書で送信する。さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとし、以後、応急対策の活動状況等を随時連絡する。

(2) 原子力事業者等は、直ちに、携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ、他の原子力事業者等に要員及び資機材の派遣要請を行う。

2 県及び市

市は、県と相互に協力して事故の状況把握に努めるとともに、国の主体的な指導のもと、関係機関と連携して、事故現場周辺の住民避難の指示など、必要な措置を講じる。

また、事故の通報を受けた消防本部は、直ちにその旨を危機管理防災課及び県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。

3 県警察

事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

4 海上保安部

事故の通報を受けた海上保安部は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全を図りつつ、原子力事業者等と協力して、現場海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施する。

<p>第21節 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール</p>	<p>市（危機管理防災課、消防本部、関係各課）、県警察、原子力事業者、その他防災関係機関、県</p>
--	--

被災地の時間・空間は有限の資源であるため、原子力災害発生時・発生後の各段階に応じた前節までにおける災害応急対策作業の優先順位を理解し、行動しなければならない。

原子力災害発生前から発生時、発生後の各段階においての対応はその災害の進展状況等により、柔軟に対応を変える必要があることにも留意が必要である。

また、県警察、市、消防機関、原子力事業者及びその他防災関係機関においても、災害応急対策の着手時期について検討するよう努めるものとする。

〈災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール〉（佐賀県）



【玄海町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態（佐賀県において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）】

- ・連絡体制の確立
- ・情報収集事態発生の関係機関等への連絡
- ・平常時モニタリングの継続（固定局稼働状況の確認等）



【体制構築や情報収集を行い、住民のための準備を開始する時期】

- ・災害警戒本部の設置、現地事故対策連絡会議への職員派遣
- ・警戒事態発生の関係機関等への連絡
- ・警戒事態発生後の情報収集活動、応急対策活動情報、被害情報等の連絡
- ・施設敷地緊急事態要避難者の避難準備
- ・学校等において児童等の保護者引き渡し
- ・住民への情報伝達、問い合わせ窓口の設置

施設敷地
緊急事態
段階

- 【災害の発生に備えた警戒体制を整え、緊急時モニタリングを開始するとともに、P A Z区域内の避難準備やより時間を必要とする住民等の避難等を行う時期】
- ・ 災害対策本部の設置
 - ・ 施設敷地緊急事態発生の関係機関等への連絡
 - ・ 施設敷地緊急事態発生後の情報収集活動、応急対策活動情報、被害情報等の連絡
 - ・ 警戒段階の緊急時モニタリングの協力
 - ・ P A Z 区域内の避難準備、施設敷地緊急事態要避難者に対する避

全面緊急
事態段階
(原災法
15条通)

- 【緊急事態宣言に備え、避難等の準備をする時期】
- ・ 全面緊急事態発生の関係機関等への連絡
 - ・ 全面緊急事態発生後の情報収集活動、応急対策活動情報、被害情報等の連絡
 - ・ 自衛隊へ出動準備要請
 - ・ 防災資機材の調達

全面緊急
事態段階
(緊急事
態宣言
発出後)

- 【住民避難など本格的な応急対策を実施する時期】
- ・ 災害対策本部の設置
 - ・ 合同対策協議会の設置・職員の派遣、現地災害対策本部の設置
 - ・ 情報収集活動、応急対策活動情報、被害情報の連絡及び調整
 - ・ 自衛隊・緊急消防援助隊・警察災害派遣隊等の派遣要請、関係道府県への応援要請、指定行政機関・指定地方公共機関への職員派遣要請
 - ・ 第1段階の緊急時モニタリング
 - ・ P A Z 区域内への避難指示、U P Z 区域内への屋内退避指示等
 - ・ 防災資機材の装備
 - ・ 緊急事態応急対策に従事する者被ばく管理

OILに基づく
避難指
示等が出
された場
合（大量
の放射性
物質が放
出された
場合）

大量の放
射性物質
放出が長
期に及ん
だ場合

【避難住民の安全確保と被災者の支援を開始する時期】

- ・ O I Lに基づく屋内退避・避難等の指示、避難に資する情報提供、避難状況の確認（外国人対策を含む）
- ・ 避難路及び交通手段の確保、交通規制の実施
- ・ 避難者への飲食物、生活必需品等の供給
- ・ 被ばく医療活動（緊急医療本部の設置、原子力災害医療派遣チームの派遣要請、原子力災害医療活動、医療従事者の派遣要請、高度被ばく医療支援センター等への搬送、安定ヨウ素剤の服用指示）
- ・ 緊急輸送手段の確保、交通規制等による交通の確保
- ・ O I Lに基づく飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物の採取及び出荷制限のための調査
- ・ 風評被害に対する相談窓口の設置
- ・ 治安の維持
- ・ 災害救助法の適用
- ・ 除染、廃棄物処理 など

【被災者の生活再建に向けた対策の時期】

- ・ 警戒区域の設定
- ・ 応急教育の実施、教育の再開
- ・ 仮設住宅の建設、公営住宅等の提供等住居の確保
- ・ 心のケアチームの編成・派遣、巡回健康相談、メンタルヘルス等の保健衛生
- ・ 風評被害対策
- ・ 家畜対策
- ・ 義援物資・義援金の受入
- ・ 健康管理対策
- ・ 除染、廃棄物処理 など

第4章 災害復旧対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき、原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心としているが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本節に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

市（危機管理防災課、関係各課）、国、原子力事業者、その他防災関係機関、県

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市（危機管理防災課、関係各課）、国、県

市は、避難指示等を行った場合には、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定するものとする。

市は、避難区域等の設定を見直した場合には、県にその旨の報告を行うものとする。

第4節 職員の派遣要請

市（人事課、地域医療課）、国、県

市長は、災害復旧対策のため必要と認めるときは、指定行政機関若しくは指定地方行政機関に対し、職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対して指定行政機関若しくは指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めるものとする。

また、災害復旧対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他必要な援助を求めるものとする。

第5節 放射性物質による環境汚染への対処	市（環境課、農政課、水産課、農地林務課）、国、原子力事業者、その他防災関係機関、県
-----------------------------	---

市は、県、国、原子力事業者及び、その他防災関係機関及び住民は連携して、放射性物質に汚染された物質の除去、除染作業等、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

除染作業は、土壌、工作物、道路、河川、湖沼、海岸域、港湾、農用地、森林等の対象の中から、人の健康の保護の観点から必要である地域を優先的に実施する。

また、乳幼児等が放射線の影響を受けやすいとされていることに鑑み、学校・幼稚園・保育所・公園等、子どもの生活圏を優先して除染する等、妊産婦や子ども等に十分配慮する。

原子力事業者は、県及び市に、除染等に必要な防災資機材を貸与するとともに、県及び市からの要請に基づき原子力防災要員を派遣する。

1 除染の実施

市は、県、その他防災関係機関及び市民と協力し、避難指示があった地域以外に関する除染に当たっては、主に市町村における除染を対象として国が策定した「除染関係ガイドライン」を参考とし、国や原子力事業者とも連携のうえ、次のとおり実施する。

なお、避難指示があった地域に関する除染については、国等の関係機関の指示に基づいて対応する。

- (1) 線量が比較的高い地域については、表土の削り取り、建物の洗浄、道路側溝等の清掃枝打ち及び落葉除去等の除染等、子どもの生活環境の除染等を行う。線量が比較的低い地域についても、周辺に比して高線量を示す箇所があることから、子どもの生活環境を中心とした対応を行う。
- (2) 水による洗浄以外の方法で除去できる放射性物質は可能な限りあらかじめ除去する排水による流出先への影響を極力避けるよう配慮する。また、土壌の除去を実施する際は、削り取る土壌の厚さを必要最小限にする等、除去土壌の発生抑制に配慮する。
- (3) 除染実施の際は、飛散流出防止の措置、悪臭・騒音・振動の防止等の措置、除去土壌の量等の記録等、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。
- (4) 除染の実施前後においてモニタリングを行い、効果の確認を行うとともに、除染を実施した場所が再度放射性物質に汚染される場合に備え、除染実施後においても必要に応じて定期的なモニタリングを実施する。

第6節 放射性物質の付着した廃棄物の処理	市（危機管理防災課、環境課、農政課、水産課、農地林務課）、国、原子力事業者、県
-----------------------------	---

市は、国、県及び県内の市町並びに原子力事業者と連携して原子力災害及び除染等に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物の処理を実施する。

市は、県及びその他市町と協力し、国の主導のもとで実施される放射性物質の付着した廃棄物の処理について、収集、運搬、一時的な保管等、必要な協力を行うとともに、摂取制限や出荷制限等の対象となった飲食物や農林畜水産物等、除染に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物等の適切な処理について、住民等へ周知徹底する。放射性物質の付着した廃棄物の収集、運搬、保管に当たっては、飛散流出防止の措置、モニタリングの実施、放射性物質の付着した廃棄物の量・運搬先等の記録、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

市は、県及びその他市町と協力し、一時的な保管に必要な場所の確保に係る協力を行うとともに、国に対し、放射性物質の付着した廃棄物を一時的な保管場所から搬送して処理を行う施設を確保するよう要請するものとする。

第7節 各種制限措置の解除	国、県、県警察、その他防災関係機関、農協、漁協、森林組合、市（危機管理防災課、環境課、地域医療課、農政課、水産課、農地林務課、上下水道局）
----------------------	---

市は、県の指示等に基づき、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の各種制限措置の解除を指示する。

市は、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力安全委員会緊急事態応急対策調査委員の判断又は県からの指示等を踏まえて、関係機関に解除を指示するとともに、実施状況を把握する。

第8節 環境放射線モニタリングの実施と結果公表	市（環境課）、原子力事業者、県
--------------------------------	-----------------

市は、原子力緊急事態解除宣言後、県が実施する環境放射線モニタリングに協力する。これらの結果については、県が公表する。

〈参考：放射線と被ばく〉（86ページ）

第9節 災害地域住民に係る記録等の作成及び相談窓口の設置等	市（危機管理防災課、地域医療課、商工振興課、農政課、水産課、農地林務課）、国、原子力事業者、県
--------------------------------------	---

1 災害地域住民の登録

市は、住民等が災害時に災害地域に所在した旨の証明を行うとともに、避難所等においてとられた措置について登録を行う。

2 影響調査の実施

市は、必要に応じ庁舎等に相談窓口を設置し、住民が受けた影響について調査する。

3 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

4 相談窓口の設置

原子力事業者は、相談窓口を設置するなど、速やかに被災者の損害賠償請求等への対応のため、必要な体制を整備して対応する。

第10節 風評被害等の影響の軽減	市（商工振興課、からつブランド・ふるさと寄付推進課、観光課、農政課、水産課）、国、県
-------------------------	--

市は、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通確保及び観光地の安全性のアピールのための広報活動を実施する。

広報活動を実施するに当たっては、外国語でも広報を行う等、国外からの風評被害の影響にも留意する。

県は、農林水産業、地場産業の商品、輸出品等について、必要な場合には、放射性物質汚染検査の実施、証明書の発行等の対応を実施する。

第11節 被災中小企業等に対する支援	市（商工振興課、農政課、水産課、農地林務課）、国、県
---------------------------	----------------------------

市は、国及び県と連携して、必要に応じ農林水産業者又は農林水産業者が組織する団体に対し、復旧に必要な資金の融資計画の促進を図る。

また、被災農林水産業者及び中小企業等に対する援助、助成措置について、被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第12節 心身の健康相談活動	市（地域医療課、健康増進課）、国、県医師会及び唐津東松浦医師会、県
-----------------------	-----------------------------------

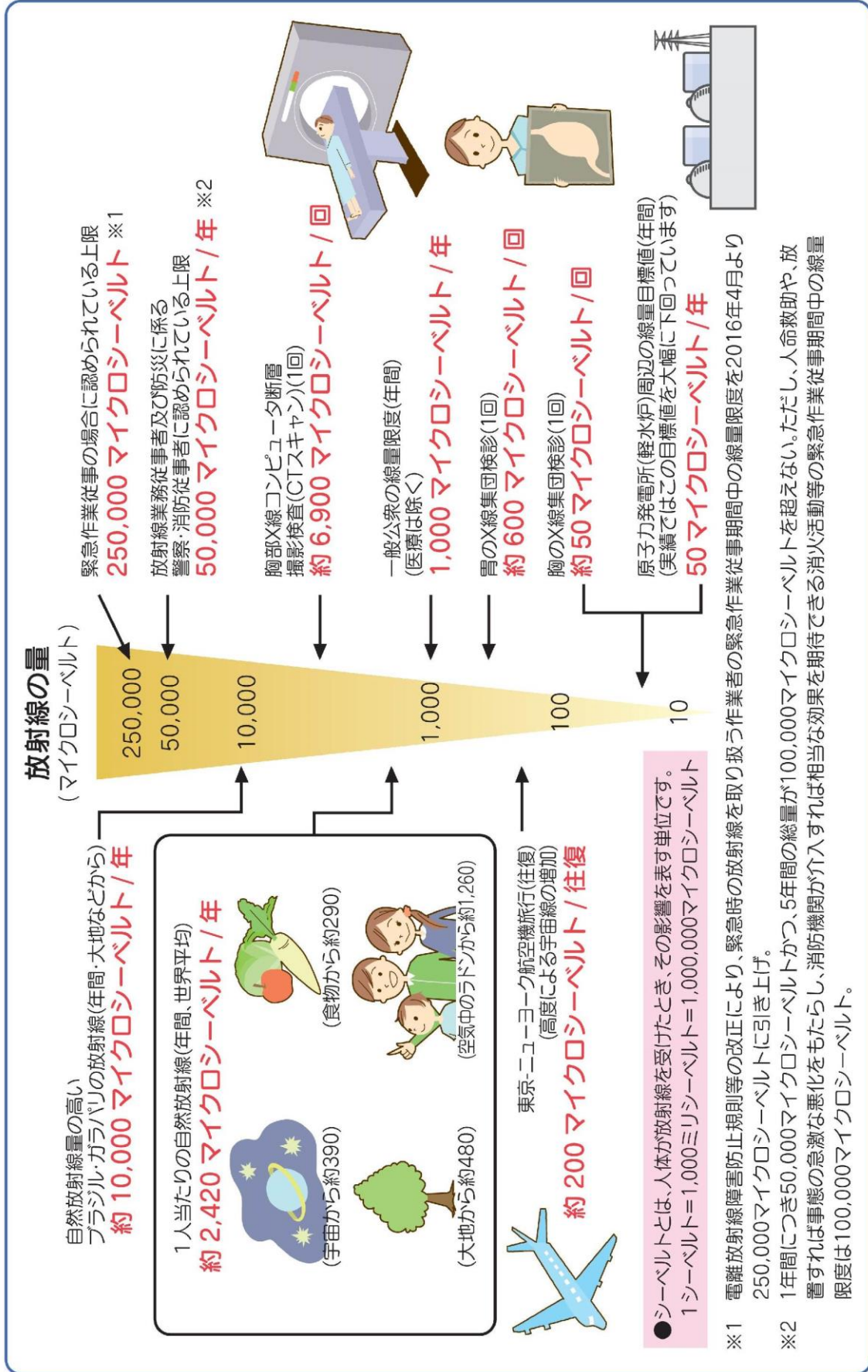
市は、国、県、県医師会及び唐津東松浦医師会とともに、原子力事業所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康に関する相談活動を行う。

また、唐津市保健センターが中心となり、保健福祉事務所と連携して、県の精神保健福祉センター及び公的・民間医療機関並びに佐賀県看護協会との協力によるメンタルヘルスケアを実施する。この場合、必要に応じて巡回相談チームを編成し、被災住民に対する相談体制の確立に努める。

第13節 物価の監視

市（商工振興課）、国、県

市は、県（国）と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表する。



図は放射線医学総合研究所資料を参考に、単位をマイクロシーベルトに機械的に置き換えて作成したものです。

第5章 複合災害対策

第1節 総則

1 計画の目的

本節は、東日本大震災を踏まえ、原子力災害と自然災害が同時期に発生し、そのいずれもが災害対策本部設置基準に該当した場合（以下「複合災害」という。）を想定したものである。

2 各災害対策編の適用

複合災害時にも、本計画第2編複合災害対策及び各編に掲げる予防対策の実施を前提として、応急対策・復旧対策を実施していくこととなるが、対応すべき業務の増大に伴い要員の確保が課題となるほか、応急対策において、交通・輸送網・通信網の寸断、電気・ガス・水道等のライフラインの不通、災害拠点施設・避難施設・病院等の対応拠点の損壊、防災設備・機材の損壊、要避難者数の増加といった様々な障害や問題への対処が必要となるなど、より対応が困難となる状況が予想される。

これを踏まえ、本節においては特に、応急対策に当たるうえでの体制及び留意点を整理することを目的とする。

3 複合災害時の基本的な考え方

地震、津波、暴風雪等の自然災害が発生した場合には、避難経路、避難手段、避難先等への影響のみならず、当該自然災害が発生した地域における住民等の生命、身体及び財産に対しても直接的に甚大な被害を及ぼすおそれがある。

このため、複合災害が発生した場合において自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合や、当該自然災害による家屋の損壊等屋内での滞在の継続が困難な事態となった場合には、当該自然災害に対する避難行動を、原子力災害に対する避難行動よりも優先させ、人命の安全確保を最優先とすることを原則とする。

第2節 災害予防対策計画

各編の災害予防対策の定めるところによる。

ただし、本計画各編の予防対策の実施に当たっては、複合災害の発生も考慮に入れた対策（要員及び資機材の不足に備えた広域的な応援体制や民間団体等との連携・協力関係の整備・充実等）に努めるものとする。

第3節 災害応急対策計画

本計画第2編複合災害対策及び各編の災害応急対策の定めるところによる。

ただし、複合災害時においては、各編の災害応急対策の実施に当たり以下の点に留意

するものとする。

第1 災害応急対策実施に当たっての基本的考え方

複合災害時には、一つの災害が収まった後にも別の災害が継続した状況になることも想定されるため、県、市その他の防災関係機関は、災害対応が可能な安全な施設を確保し、災害応急対策に当たることを基本とする。

災害応急対策の実施に当たっては、発生したそれぞれの災害の程度や被害の度合い、その進展に鑑み、命を守る観点からの対策を優先して行うことを基本的な判断基準とする。

ただし、複合災害時には、単一の災害時に比べ、より情報と人的資源が不足した状況となり、対応が困難となることが想定されるため、単一の災害時以上に県、市その他の防災関係機関は情報収集及び情報共有に努めるものとする。

市は、原子力災害を伴う複合災害対応に当たっては、風評等による混乱が予想されるため、常に最新の情報収集に努め、正しい情報を適時に住民に伝え、不安の除去を図り、住民の冷静な行動を促す。

また、住民は避難行動開始するに当たっては市からの避難指示等が発令されたのを確認して行う。

第2 活動体制

各防災関係機関は、複合災害時に災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、以下の計画によりその活動体制を確立する。

1 市の活動体制

市は、複合災害時において、その責務及び処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備することにより、迅速に活動体制を整備する。

なお、市地域防災計画やその他マニュアル等において、あらかじめ複合災害における災害対策本部等の設置基準、配備体制、職員の参集基準及びその際の基本的な事項を定めることとし、これに従った確かな活動体制を構築する。

第3 応急対策活動に係る留意点

1 情報の収集

複合災害時には、県は災害対策本部又はオフサイトセンターにおいて、ライフライン事業者からのライフラインの被災状況や道路管理者、県、市等からの避難経路や避難施設に係る自然災害による被災情報を早急かつ適確に把握・提供するとともに、これを市及びその他の防災関係機関で共有を図るものとする。

2 住民への情報提供、相談体制に係る留意点

県、市は、自然災害による情報伝達手段の機能喪失、広報が伝わりにくくなることまたは広報車の走行に支障をきたすことが想定される場合は、住民等の不安解消や混乱の防止のため、問い合わせ窓口を増設するとともに、広報媒体や回数を増加する等により、被災の状況等についてあらゆる媒体を活用して広報に努めるものとする。

3 避難等の防災活動

県、市及びその他の防災関係機関は、1により収集した情報に基づき、道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定又は確認できるときは、各道路管理者と協力し、代替避難路を速やかに確保する。また県は、これらの状況を勘案し、海上輸送やヘリ輸送等も含めた搬送手段の調整を速やかに行う。

その上で、あらかじめ定めた避難計画に関わらず、代替となる安全な避難経路や避難施設において避難等の防護対策を行うものとする。

その際、市は、自然災害による家屋の倒壊等の危険性が想定される場合は、避難誘導その他の防護対策にあたり十分留意する。また、家屋の倒壊等により、屋内退避が実施できない場合は、屋内退避実施可能な近隣避難所へ退避する旨の情報伝達を行うものとする。

市は、複合災害時には、単独災害の場合に比べ、防護対策に関する意思決定を、情報と人的資源が不足した状況であっても遅滞なく行う必要があることから、予防的措置としての避難等を初期段階で検討する。

なお、広域避難が必要となる大規模な原子力災害を含む複合災害時における避難施設については、県が市及びその他の防災関係機関等から収集した避難経路の状況や避難施設の安全又は原子力災害以外の災害に係る指定避難所としての使用状況に基づき、市に対し、代替となる避難経路や避難施設について示すものとする。

4 防災設備・機材の損壊時に対応に係る留意点

(1) 緊急時モニタリング体制

自然災害により固定型モニタリングポストが被災した場合、可搬型モニタリング機器等の代替測定機器の設置や修理等、必要な対応を取るものとする。

国は、道路の被災状況や要員の参集状況等を勘定して緊急時モニタリング実施計画を作成し、緊急時モニタリングを行うものとする。

また、資機材の不足が生じた場合又は生じる恐れがある場合には、関係道府県等の応援を受け、その体制の確保を図るものとする。

(2) その他の医療・救助・救急・消火活動体制

医療、救助・救急及び消火活動について、自然災害により、必要な要員又は資機材の不足が生じた場合又は生じる恐れがある場合には、市は県内市町を始めとした相互及び関係団体等との協力により、県は九州地方知事会、関西広域連合等の応援及び関係団体等との協力により、その体制の確保を図るものとする。

5 緊急輸送活動

県並びに市は、1により収集した情報に基づき、道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定又は確認できるときは、各道路管理者と協力し、代替輸送路を速やかに確保する。また県は、これらの状況を勘案し、海上輸送やヘリ輸送等も含めた輸送手段の調整を速やかに行う。

第4 災害廃棄物の広域処理に係る留意点

大規模な複合災害に伴う災害廃棄物の処理にあたっては、安全かつ迅速な処理を行い、また、他都道府県又は他市町村に受入を要請する必要があることに鑑み、県内の

仮置場において放射能濃度の測定を行うものとする。

第4節 復旧対策

各編の復旧対策の定めによる。